

令和元年第6回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和元年12月18日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①一般質問
- ②大木町学童保育所の指定管理者の指定について
- ③町道の路線の認定について
- ④大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑤大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑥会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

本日は7名の議員より一般質問の通告がなされております。非常にタイトな時間割となっておりますので、各議員並びに執行部には、効率的かつ効果的な議論の展開をお願い申し上げます。

とはいえ、一般質問は政策に生きる我々議員にとりまして、最も重要な活動の一つであります。各議員には、その見識を十分に発揮していただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

ただいまの出席議12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和元年第6回大木町定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、北島好昭議員の一般質問を許します。北島好昭議員。

北島好昭議員　6番、北島好昭です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、今回は、公営住宅の整備・確保の必要性を問うの1項目を町長に、学校2学期制を問うと学校におけるいじめ問題の再点検をの2項目を教育長にお尋ねいたします。

早速、第1問目について質問させていただきます。

一般質問通告書のとおり、本町では、長年、他の自治体に引けをとらない環境行政、あるいは子育て支援等々やってこられたことについては、敬意を表しておるところなんです。私がただ一つ残念に思っているのが、経済的に困窮する社会的弱者と言われる人たちへの住宅の提供に取り組まれてこなかったことを残念に思っているところです。以前、戸建ての10軒ほどの町営住宅があったわけなんです。老朽化の問題等から希望者に売り渡すということで、今現在、町営住宅は存在しないという状況があるわけなんです。公営住宅を規定するところの公営住宅法には「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」との法律の目的も定められているように、本町においても公営住宅の整備等がやっぱり必要ではないのかなというふうに、私は考えておるところです。

については、町長にご意見等をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長　　まず、全部。

北島好昭議員　　わかりました。飛ばしてしまいました。

続いて、教育長さんにお尋ねいたします。

まず、教育長ご就任おめでとうございます。長い教職員経験、期待をしております。よろしく願いいたします。

学校2学期制を問うということでお尋ねをいたしますが、本町においては、

約10年前ぐらいになろうかと思います。小学校と中学校が同時期に2学期制を導入されました。その後、いろいろな経過があったとは思いますが、中学校だけは3学期制に戻ったということですが、小学校はそのまま2学期制が継続をしているということで、この小学校と中学校の学期制の違いというものが、中学校に進学をする児童に何がしかの影響を与えることはないのかなということで、この点を1点お伺いしたいと思います。

続きまして、2点目でございます。

これも、大々的にマスコミで報じられました。神戸市の小学校において、教師間のいじめが発覚をし、大変な問題となったところです。いじめの内容についても、子供たちですらないような低次元のいじめが、なおかつ教師間で行われたということで、大変驚くところなんです。こういったいじめをみずからするような教師に、子供たちの間に生じているいじめ問題を、子供たちを指導し、いじめ解消に導くべきことができるのかということが非常に危惧をされるところです。

については、教育長にお尋ねをいたします。

これは神戸市だけの問題でしょうか。うちにはないんでしょうか、本町にはということで、その辺の調査の有無、あるいは教育委員会がどのように把握されているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 6番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私のほうから公営住宅の整備・確保の必要性を問うについてお答えし、

学校2学期制を問うと学校におけるいじめ問題の再点検については、教育長がお答えいたします。

本町においても公営住宅の整備が必要ではないかということでございますが、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するという公営住宅法の主旨に沿って、本町では昭和42年に建築をした町営住宅10戸と県営柏原団地80戸とをあわせて公営住宅として、サービスの提供に努めてまいりました。老朽化が進んだ町営住宅は平成28年度に廃止し、希望者へ譲渡しており、現在、公の住宅は、平成17年に柏原団地から建てかえられた大木団地、80戸のみとなっております。

なお、公の住宅に準ずるものとして位置づけていた雇用促進住宅60戸も、平成3年に建設され住宅を提供してまいりましたが、平成28年に民間へ譲渡されております。

町営住宅がなくなる以前から、新しい町営住宅の建設については検討してまいりました経緯がございますが、やはりネックとなるのが高額な建設費用と、さらに多額の費用が運営及び保全にかかることでございます。建物の規模や使用年数がさまざまで一概には言えませんけれども、公共施設が建てられ、その後役目を果たして取り壊されるまでの全てのコスト、これをライフサイクルコストと申しますけれども、平均的に言えば、ライフサイクルコストに占める建設コストは、二十数%に過ぎないと言われております。言い換えれば、施設を維持していくには、初期建設コストの約4倍のコストをトータルで負担しなければならないということになってまいります。

住民ニーズの多様化・複雑化が進み、限られた財源を適正に、かつ効率的に優先すべき事業へ充てていかなければならない現在、新たな町営住宅の建設が最優先課題とはなかなかかなり得ない状況でございます。全国的に見ても同様で、

公営住宅の増加は見込めず、総人口が減少する中、民間の空き家・空き室は増加傾向にあります。国は法律を改正し、高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録することで、住宅改修費用の補助や低所得者に対する家賃補助を行う住宅セーフティーネットという制度を創設いたしました。福岡県も福岡県住生活基本計画を策定し、民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟なセーフティーネットの充実を政策目標に掲げております。当計画では、低所得者はもとよりDV・犯罪被害者、離職者や大規模災害の被災者など、住宅確保要配慮者の多様化に対しても的確に支援していくものとあり、市町村と連携した居住支援協議会の設立推進などをうたっております。

人口減少社会へ突入する中、本町においてもこの国・県の動きに連携し、住宅を真に必要とする人たちのためのセーフティーネットとして機能するようこの制度を推進することが、現在一番にやるべきことではないかというふうに考えております。町営住宅として独自に整備をすることは、前述のとおりなかなか難しい状況でございますが、将来的には、町の住宅セーフティーネットを充実していく中で、福祉施策等との連携で独自の家賃補助制度を設けるようなことは十分考えられるところでございます。当面は県と足並みをそろえ、施策遂行に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 6番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず、学校2学期制を問うについてでございますが、本町におきましては、学期の期間を長くすることで授業時数を確保し、教育課程の編成が工夫されることにより、学校生活にゆとりを生み出し、児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成を目指し、特色ある学校づくりを推進する狙いのもと、平成17年に2学期制導入調査研究会を設置しました。その後、平成18年度には、2学期制検討委員会を設置し、3年間の調査研究の準備期間と平成20年度から2年間の試行期間を経て、平成22年度から小中学校ともに正式に2学期制を導入いたしました。

2学期制のメリットは、学期の期間を長くすることで、時間的・精神的なゆとりのある学校生活リズムの中で、子供たちはじっくりと学習に取り組むことができるとともに、教師と子供と触れ合う時間がふえ、学習指導や生徒指導を充実させることにあります。また、夏休み等の長期休業が一つの学期に含まれるため、子供みずからが自分の課題解決のために継続的・発展的に学習していくことができます。

3学期制で行っている長期休業期間前の通知表を作成する労力を補充学習のための教材作成や教育相談のための資料作成に当てることができ、子供一人一人に応じた学習指導や生徒指導ができるよさもあります。

しかし、本町では、平成28年1月、学校管理規則を改正し、平成28年度から、校長はあらかじめ大木町教育委員会の承認を得て、2学期制と3学期制を各学校で選択できるようにしました。その結果、小学校は2学期制を継続し、中学校は3学期制を選択して現在に至っています。

中学校が3学期制に戻った主たる理由は、夏期休業前と冬期休業前に作成される2回の通知表による評価が、生徒や保護者にとって学習状況を理解する資料となり、学習に向かう構えを改善し、その後の学習意欲を喚起することに効

果的であるという考えからです。また、特に中学3年生は、高校入試に向けた適切な進路指導に生かすために、1学期と2学期通知表等を総合的に評価し、詳細な成績情報を得て高校入試のための調査書に反映させる必要があることで

す。

令和2年度福岡県立高等学校入学者選抜要項によりますと、中学校から提出された調査書を重視し、より公正を期するため、あわせて学力検査を行うと示されており、高校入試のための合否判定に調査書の評定結果がより一層重視されていることがわかります。

2学期制では、10月の前期末の通知表の評価だけでは十分な評定がしがた

く、推薦入試や私立高校の専願入試等に向けた適切な進路指導のためには、1学期末と2学期末に行う評価に基づいた調査書を作成する必要があるとの学校からの要望を踏まえて、中学校は3学期制を選択するに至りました。

ここまで中学校が3学期制を導入した状況についてご説明いたしました

が、小学校につきましては、2学期制がほぼ定着しているものと考えています。

小学校教職員からは以下のような意見が寄せられています。教科や総合的な学習の時間などで、長い期間で子供の成長の様子を捉えることができ、学習評価に反映させることができる、学期途中で長期休業が入るので、長期休業前までの指導内容の確認や評価資料の整理を行い、長期休業後の指導に生かすことができる、長期休業開始時に教育相談や補充学習を行うことで、学習や生活について改善する方向性を確認した上で夏休みに入ることができ、学習に対する意識の連続性を持たせることができるなど、肯定的な意見が多く寄せられています。

北島議員のご質問にありますように、小学校と中学校の学期制が異なることが子供たちに何らかの影響を及ぼしているのではないかとのご指摘ですが、特

に、不登校等の生徒指導上の問題や、学力等と学期制との因果関係を示す調査資料等は、現時点では見出すことができておりません。学期制に基づく教育課程を編成する主体は、学校です。学校は、編成した教育課程を実施した成果と課題を子供の育ちの姿で評価し、改善を進めております。

2021年度、令和3年度からは、中学校では、新学習指導要領による新たな教育課程が本格的に実施されます。教育委員会としましては、これからの時代に求められる教育を実現していくためのよりよい学校教育が実施され、学校の教育目標に示された児童生徒の姿が具現化されているかという観点から、絶えず学期制に基づく教育課程の成果を検証していくよう指導助言に努め、子供たちの健やかな育ちを支援してまいります。

次に、学校におけるいじめ問題の再点検をについてお答えします。

今年10月に起きました神戸市内小学校の教師4名による同僚への暴行や暴言などの集団いじめ事件は、学校や教師に対する信頼を著しく損なう行為であり、極めて残念な事件です。被害者教師の苦悩や絶望感を思いますと胸が痛くなります。

本来、児童生徒に対して生命を尊重する心や他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を育てる指導や人権を尊重する教育等を通して、いじめを防止しなければならない立場の教師が同僚をいじめるという、あってはならない事件の要因については、報道の中ではほとんど触れられていません。

私は、この事件が起きた要因には、教職員相互の信頼感の希薄化や職場のモラルの低下、教職員のよさを生かす組織マネジメントの不十分さ、そして、職員一人一人の不安や悩みなど、心の状態を把握できていなかった校長の服務監督の不備等、幾つかの要因があったのではないかと考えております。

このような教職員の事件の未然防止に向けて、本町では、児童生徒に対して

行ういじめ問題早期発見等の定期的なアンケートに類する調査は、教職員に対しては行っておりませんが、次のような取り組みを通して、教職員一人一人の考えや思いを理解し、管理職との信頼関係を高め、心と心が通じ合う職場の環境づくりに努めているところです。

初めに、人事評価に係る管理職と教職員との定期的な面談の実施です。

学校では、年度当初の自己目標の設定期と10月の中間評価期、年度末の評価期の3回の面談を位置づけています。この面談では、職務遂行上の目標管理に関する指導だけではなく、教職員一人一人の思いや願いを聞き取ることに配慮し、学校内の円滑な人間関係を築くための情報を得る機会となっています。

次に、教職員が自校の学校運営や教職員の管理・指導に対して、直接、教育長に改善に向けた意見を伝えることができる提言シート制度があります。

提言シートは厳封し、管理職の目を通さずに、直接、教育長に各教職員の意見が届けられるシステムです。昨年は、10通の意見が寄せられましたが、職場内における人間関係上の問題は含まれてはいませんでした。

また、年一回実施しています教職員のストレス状況を把握するストレスチェックテストは、職場全体の教職員の心の状況を把握できる資料となっています。

大木町では、町の独自予算で各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しており、学級運営や生徒指導等に関する教職員の相談にも対応できる体制を整え、安心して教育活動に専念できる職場づくりを心がけているところです。

学校には、研究同人という用語があります。それは、校長が示した重点目標に照らして、育成すべき児童生徒の姿を共有し、授業を通して学級や子供の姿を公開し、お互いに指導方法を学び合い、教師としての資質を高め合う仲間という意味があります。それぞれの教師が研究授業を通して学び合うことは、教

職経験の長短や指導技術の巧拙を超えて、授業を公開してくれた教職員に対する敬意と信頼の気持ちが高まるものと考えています。教職員相互の信頼関係が教育効果に大きな影響を及ぼすことに鑑みて、校長には、教職員一人一人の個性や特性が発揮される相互理解と信頼に裏づけられた質の高い教職員集団を目指した学校経営が進展されているか、点検をお願いしたいと考えています。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、公営住宅の整備・確保の必要性を問うについての再質問はありますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　町長の答弁について、非常にいろいろお調べの上、答弁いただいたことについては、感謝を申し上げます。

ただ、町長の答弁の中に、一、二点ほどちょっと気がかりな部分等もございましたので、その部分も触れながら再質問したいと思うんですが、まずは、行政課題の中の最優先事項に当たらないんじゃないかというようなお考えもお聞きをしたんですが、行政の課題というのは、私の考えですけれども、全ての課題が同次元にあるんじゃないのかなと、どれが大事で、どれが後回しでいいというような課題というのはないんじゃないかというふうに私自身は思っていますので、そういったことから、この私が望んでいる公営住宅の整備というのも、大事な施策であるということでお考えいただければ助かるなというふうに思っています。

また、人口減少社会に突入したというお話もありました。確かに相対的に日本の人口が減少傾向に入ったということは、マスコミ報道等でも言われておることですから、私も存じておるんですが、やっぱり人口減少の原因というの

は、亡くなる方と産まれる方が、相対的に人数が逆転したということからそういった結果になったと思うんですが、やっぱり政治の影響というのは多々あると思うんですよね。やっぱり安心して子供を産み育てるような環境を整えれば、私は人口減少社会にも一定の歯どめがきくんじゃないかというふうに思っていますし、本町を見た場合に、西鉄の電車も通っているということから、交通の利便性も高いと。福岡、久留米の十分ある通勤圏域に当たるということから考えれば、そういったものを利用すれば、増加には転じないかもしれないけれども、減少の歯どめにはなるんじゃないかというふうにも思っておるところで、そういった点でも、町営住宅をつくったから、公営住宅をつくったから定住促進に結びつくかとはいかないと思うんですけれども、一定の人口増加対策になるんじゃないかというふうに思っておるところです。

また、現在、私は賃貸住宅に入居した経験がございませんので、大体いかほどするものなのかというのもちょっと調べてみました。これは1社だけの情報ですので、正確に反映されているかといえ、疑問符もつくところではあるかと思うんですが、近隣の自治体の相場まで調べてみたところなんですが、三潞郡は大木町1町ですから、三潞郡は5.2万円、久留米市が4.8万円、柳川市は4.9万円、筑後市が4.7万円、大川市4.4万円ということで、この情報で見るところでは、この近辺では大木町の家賃相場が高いというようになっておるようでございます。

また、釈迦に説法ではございませんが、町長もご存じのことと思うんですが、雇用の形態によるところの賃金格差が拡大をしています。厚生労働省が発表しています平成30年度賃金構造基本統計調査の概況から見てみますと、男女計ではありますが、正社員、正職員では323.9万円、対前年増減率で0.7%の増、非正規社員では209.4万円、対前年増減率とすれば、マイナス

0.7%ということで、正社員を100とした場合、非正規は64.6という大きな格差が生じているという報告が厚労省の報告からも見てとれます。

また、民間の調査結果によると、平均年収は、正規が477.7万円、非正規が169.7万円、正規と非正規の年収差は大きく、約300万の格差があるという報告もあります。

そういった中で、非正規として働かざるを得ない人たちに、先ほど報告したような近隣では高いと言われる家賃相場の賃貸住宅への入居がどうなんでしょうというふうに思っておるところです。

だから、繰り返しになります。健康で文化的な暮らしができるように、私は再度、公営住宅が必要だと思いますし、地方自治体のこれは責務ではないのかなというふうに考えているところです。また、先ほどの答弁の中で、県が作成をしています福岡県住生活基本計画、こちらにも引用いただいて、紹介いただいたんですが、その中で民間住宅への家賃補助というのも取り決める、将来的にという前置きがあったと思うんですが、公営住宅を整備するということは確かに国庫の補助金等もありましようから、満額自己負担ということはないんですが、かなりの財源は当然有します。維持管理にもそれなりにかなりのコストがかかります。だから、そういったものはじっくり時間をかけて、つくるのであれば計画をする必要があるだろうと思いますし、だから、それまでのつなぎとして、私は取り組めるところからまず取り組むという中では、先ほど町長の答弁にもあったような民間賃貸住宅への家賃補助というものは、取り組もうと思えば早々にできる取り組みではないのかなというふうに思いますので、その点を再度町長のほうからお考えを聞きたいなというふうに思っておるところです。よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 北島好昭議員のご質問にお答えいたします。

いろいろ調査いただいて、いろいろご提言いただきまして、本当にありがとうございます。北島議員ご指摘のように、全ての政策について、自治体としては進めていく必要がある。どれが優先、どれが優先ではないとか、そういうような順番をつけるべきではないという、そういうご指摘は、確かにそういう側面もあるかと思えますし、やはりナショナルミニマムというか、どこの地域に住んでいても一定の文化的な生活が送れるというのが憲法でうたわれていることですので、議員のおっしゃることはもっともなことかなというふうにも感じるところでございます。

ただ、インフラに関して、非常に厳しい状況もございます。大木町は、意外とインフラは少ない。建物とかも含めて、建物、道路、大木町は掘り割りがちよつとかなりございますけれども、橋とかございまして、そういうものがちよつと大規模改修の時期を迎えているということで、特に学校施設等については、早急にそういう大規模改修等をやらないといけないということで、計画的にやらせていただいているわけですが、基本的にそういうインフラに関しては、町の考え方としては、今あるものをいかに長く使うかというような視点で、計画的に整備を進めていかなければならないというふうに考えています。それでも相当の費用がかかると。やはりこの今の状況で、新たに公営住宅も含めて新しい施設をつくるというのは非常に厳しいという、そういうような見解を持っております。

ただ、言われたように、るる低所得者層、所得の拡大であったりとか、いろいろ事情のある方に対して、一定のそういう文化的な生活を保障する意味でも、

公営住宅等の何らかの仕組みは必要だろうというご指摘でございまして、私の答弁の中でも、いわゆる住宅セーフティネットという考え方を国、県が出していて、一定の補助制度等もあると。一方で、ご指摘があるように、民間のアパートも結構空き家があるということで、いろいろ相談を受けている面もございまして、一戸建ての空き家もどんどんふえてきているというような状況もございまして、そういう課題もございまして、当然、福祉的な部分で措置する必要な部分であったりとか、議員ご指摘のように移住を促進するという側面を考えていかなければいけない部分とか、そういうところを総合的に考えて、やはり県の補助事業等を活用して、そういうものの解決に向けての対策がとれないかというのは、議員ご指摘のように検討していかなければならない課題だろうというふうに感じております。

いずれにしても、そういう公営住宅に関するニーズというか、そういうものは、今後ますます高まってくるというようなことは当然考えられますので、町といたしましても、そういうことを踏まえて、いろんな課題を複合的に考えたところでの町の方向性を、ぜひ検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　公営住宅の整備・確保に必要性を問うについての3回目の質問はございますか。北島好昭議員。

北島好昭議員　ありがとうございました。

再答弁で家賃補助ぐらい、もうちょっと具体的に町長の口から漏れるかなと思って期待をしたんですが、なかなかそこまでは行かなかったようです。

この公営住宅の整備・確保については、私はマニフェストにも掲げております。そういったことで、町長もマニフェストに掲げた以上は、その実現に向けて日々努力をなさっていると思いますので、私もこの点については、しつこいぐらい引き続き町のほうに求めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、公営住宅の質疑は終わりたいと思います。

議長　では、次に、学校2学期制を問うについての再質問はありますか。北島好昭議員。

北島好昭議員　教育長、丁寧な答弁ありがとうございました。

私の質問の趣旨では、2学期制を決して否定をしているということではございませんので、その点については誤解がないようお願いをしておきたいと思っております。

ただ、ちょっと調べてみました。文科省の資料等で調べてみたんですが、2学期制の取り組みがどのように全国に拡大をしているのかなということで調べてみましたところ、平成21年度、2学期制を実施する予定の学校の割合というのが紹介されてあります。公立小学校では約22%、公立中学校では約23%というふうに報告をされているんですが、平成30年度公立小中学校等における教育課程の編成実施状況調査結果によれば、小学校では19.4%、中学校では18.6%といずれも平成21年度から減少しているという状況を見てみると、何がしか制度には学校に浸透しない課題があるのかなというふうに危惧をするところがございますが、また、教職員の人事異動等が南筑後教育管内で行われると思うんですが、再度お尋ねいたしますが、南筑後教育事務所管

内では、その2学期制の導入状況はどのようになっておるでしょうか。全国平均と比較すると、どのような比較になるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 北島好昭議員のご質問にお答えいたします。

学期制というものが、子供たちの発達・発育に大変教育課程の編成上、大きな影響を及ぼすということで、やっぱり学校は主たる責任を持って、学校の教育課程を編成する責任があると思います。

そういった意味で、かつては学校週5日制というもとの、授業時数の確保というのが主の目的ではなかったかなということを私は認識しておりますが、現在、夏休み期間の短縮化、あるいは大木町では、長期休業期間中の授業実施、こういった対応措置ができて、もう授業時数の確保というものにつきましては、問題はクリアしているのではないかなと思います。それよりも学校の教育課程の特色化、これが一番大きな意義があるのではないかと考えております。長期休業を挟んで、それぞれ大きな行事、運動会等をどこに位置づけるかとか、各学校行事をどのように位置づけていくのかと、そういったことで学校が特色ある教育課程を編成するということで、その特色化を図るための学期制ということを私は考えております。

そこで、管内の状況ですが、南筑後の管内の小学校、2学期制を導入している自治体は、大木町と八女市でございます。八女市の14校、小中一貫校がありますので、そして、大木町の3校、管内の小学校数が89校ありますので、大牟田市の特別支援学校も含めまして、管内では小学校の20.2%が2学期制を導入しております。

続きまして、中学校です。2学期制の導入自治体は、八女市のみです。管内中学校が、特別支援学校含めまして38校ありまして、2学期制導入学区、八女市は9校、小中一貫校ありますので、割合を示しますと26.3%になります。管内全体では、小中学校合わせて22%ということになります。

あわせて、県内の状況についてもご説明いたします。

小学校では、721校中116校が2学期制、16.1%、中学校は335校中36校の10.7%。やはり中学校のほうが2学期制の導入が低い現状があると思います。

ちなみに福津市の例をとりますと、福津市は、平成20年度から2学期制を本格実施しました、小中学校ともにですね。しかし、やはり先ほど私が答弁しましたように、中学校の入試事務に支障を来すという声が寄せられたということで、29年度からは小中学校ともに3学期制を実施しています。また、大木町のように小学校と中学校の学期制が異なる自治体もございます。筑紫野市、那珂川市、糸島市は、2学期制は小学校1校のみでしたが、あとは3学期制ということです。いずれにしても、学校の実情により校長が教育委員会の承認を得て学期制を選択できるという措置をとっているようです。

いずれにしても、子供たちの学習や生活、あるいは人間関係等、こういったものに学制の違いによりひずみとか、問題行動としてあらわれていることがないかどうか。これは教育課程の今から編成時期、評価から編成時期に入りますので、きちんと子供たちの姿としてその課題がどこにあるのかを学校として分析するように、指導、助言に努めてまいりたいと思います。

以上で北島好昭議員の質問に答弁いたしました。

議長 学校2学期制を問うについての3回目の質問でございますか。6番、北

島好昭議員。

北島好昭議員　かなり時間が押してますので、スピードアップを図りたいと思いますが、2学期制、3学期制について、すぐ結論が出るような課題ではないというふうに思っています。

ただ、冒頭、通告書の中でも触れていますが、小学校と中学校の学制の違いというものが、進学する児童には戸惑いを感じさせ、あるいはその戸惑いが児童のストレスとなり、そのストレスが不登校の要因の一因とならないのかというふうに危惧をするところで、これは年寄りの取り越し苦労、年寄りという言葉が適正でなければ、高齢者の取り越し苦労と思われてもいたし方ないと思うんですが、今後、いずれにいたしましても、子供たちにとって最良の方法をおとりいただくようお願いをし、本件の質疑はこれにて終わりたいと思います。

議長　次に、学校におけるいじめ問題の再点検をについての再質問ございますか。北島好昭議員。

北島好昭議員　再質問でございます。

先生の答弁でいろいろ背景等もご紹介いただいておりますし、町の取り組みについてもご紹介をいただきました。

そこで、私がちょっと新聞を眺めておりましたら、町内の教職員経験を有する方の投稿記事を目にしましたので、ここでお時間をおかりし、ちょっと読み上げさせていただきたいと思っています。

教職員間のいじめ報道に接するたびに心が痛みます。私は17年間教職にいました。人間関係に悩んだ時期もありましたが、大半は同僚から励まされ、助

けられました。誰もが子供たちの今と将来を第一に考えていました。指導のやり方で迷ったり、対応に失敗して苦しんだりしたとき、先輩や仲間にどれほど救われたか。それが現在、教職員間のいじめという信じられない事態です。とても子供たちに顔向けできる話ではありません。

ただ、個人的に思うのは、先生方は忙し過ぎるということです。私が現役のころ、夜12時よりも前に寝た日はほとんどありません。昼休みも仕事に追われ、結局、体を壊して退職をしました。今の先生方は、さらに過酷な状況だと推察します。それでは、豊かな発想が生まれるはずはありません。常に疲れ、同僚と談笑する暇もなければ、どうやって日々の課題や子供たちと向き合えばよいのでしょうか。まず、仕事を減らしてください。いじめではなく、協力し合える教師の集団づくりができるようにと心から願わずにはられませんという投稿記事を見ましたので、あわせて紹介をしたところなのですが、私もこの投稿記事のとおり、そうあるべきだというふうに感じています。

そこで、教育長にお願いということになるんですが、先生方の業務量の低減については、教育長さんの指導のもと、改善をいただきたいと思いますが、悩み、心配等を抱える先生方に先ほどもご紹介ありましたが、スクールカウンセラーの先生が学校を訪問し、面談をするという機会も設けてあるというのは存じておりますが、果たして学校内にそういった問題を抱えている、悩んでいる先生が学校内に訪問されたスクールカウンセラーに相談することは、またできるんでしょうかというふうに思いますと、やっぱりこれは学校から離れた場所に教育委員会の主導でそういった心の悩みを持つ先生方が自由に相談に訪れることができるようなやっぱり相談場所を別に確保した上で、気軽に相談できる体制をつくるということも必要ではないのかなというふうに考えています。

そういったことで、元気で明るい先生があふれる、いじめのない大木町とな

ることを祈念いたしまして、この件に関しては、もう質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で、6番、北島好昭議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員 議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

二、三日前から大変喉のほうにエヘン虫が住み始めまして、大変お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

今回は、本町における窓口業務についてお尋ねします。

全国的に人口減少となっている中、人手不足が問題になっており、帝国データバンクは人手不足に対する企業の見解について調査を実施したところ、企業の50.1%が正社員不足という結果が出ています。身近なところでいうと、24時間営業しているコンビニでは、おでんの時期ですが、24時間営業を中止するお店とそのおでんの販売を中止する店がふえているとのことです。調理に手間がかかり、廃棄などコストがかかることが要因とされていますが、アルバイト店員が集まらないことによる人手不足が主な要因です。ファミリーレストランの24時間営業もなくなりつつある今、働き方改革によるものと言われているのですが、その背景には、労働力人口が想定以上に減少していること、人口が減っていることによるものと思います。

本町にも、その人手不足と感ずることが多々あります。一つは外国人技能実習生制度、求人の募集を出しても人が集まらず、とても困っている事業者の話をよく耳にします。この庁舎内でも、個人的にも人員不足を感じることも多く

あります。課によっては、それにより残業がふえていることもあると思います。

そういった中、本町の顔でもある窓口業務に関して対応は充実しているのか。窓口業務というのは、高度な事務処理、かつ接客というあらゆる面で大変な仕事であると思います。そして、町民にとっての行政サービスと一番かかわりがある窓口業務というのは、とても重要視されます。人員不足により行政サービスの充実が図られていないのではと懸念いたします。

1日に来られる町民の数はどれくらいなのか、一般的な証明書等の発行される数はどれくらいなのか、休日の第2、第4日曜日に来られる数はどれくらいなのか、お尋ねします。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えします。

本町における窓口業務についてのご質問ですが、議員おっしゃるとおり、窓口業務は住民と自治体の重要な接点ですので、いつでも住民の皆さんが気持ちよく利用していただけるよう、職員一同、常に向上心を持って業務に当たっているところでございます。

それでは、平成30年度のデータよりお答えいたします。

まず、住民異動等取り扱い件数についてなんですけれども、転入が332件、転居120件、転出375件、世帯主変更等が118件、出生が89件、死亡が138件、その他925件ありまして、トータルの2,097件と、1日平均8.6件の取り扱いとなっております。

次に、戸籍届出取り扱い件数についてなんですけれども、出生が157件、死亡が202件、婚姻186件、離婚48件、その他185件のトータルでの77

8件となります。ここで1日平均3.2件というふうになっております。

次に、各種諸証明の関係になります。

印鑑登録及び証明、これが4,493件、住民票が5,796件、通知カードが81件、戸籍の謄本・抄本が4,371件、身分証明につきまして115件、その他659件と個人番号カードについては152件、公用の無料交付関係が2,361件の合計1万8,028件が証明の件数となります。1日平均に直しますと73.9件というふうになっております。

次に、税関係の証明ですが、平成30年度の実績で、各種証明、有料でお出ししている所得証明とかの件数が3,243件と、軽自動車等の車検用の納税証明、無料で発行しておりますけれどもこれが1,071件、合計の4,314件となります。1日平均17.7件となっております。

そして、日曜開庁日の利用でございますけれども、開庁日数が1年間で26日、来庁者数が423人、取り扱い業務数が595件となっております。1日平均16.3人の利用となっております。

平日の窓口来庁者数につきましてはデータどりを行っていないため、直接的な数値はお示しできませんが、証明書等の発行件数の単純合計で103.4件ですので、日曜開庁時の来庁者1人当たりの取り扱い業務数1.4件を参考に割り戻しますと、1日平均70人程度、73.9人の来庁者となるということになります。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町における窓口業務の再質問ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 改めて聞きますと、大変興味ある数字が出たのではないかなと。なかなか聞く機会がございませんので、改めて聞きまして、単純に出生が157人、死亡が202人、生まれる数が157人で、亡くなる方が202人であれば、毎年やっぱり50人ぐらい単純に減っているなどこれ見ながら思ったんですけども、あともう一つは証明書関係ですね。1日に平均73.9件、約80人近い方が来庁していただいて、役場があいている週5日を計算して、大体町外の方も来られたとしても、町民の方は年に1回、役場に来られればいかなと。1回か、ないかぐらいが来られるのかなと。

ということは、役場の窓口としては、毎日80人近い方を対応されて、それをルーティーンとしてされていらっしゃると思うんですが、一町民の方に関しましては、たった1年に1回しか来れない、その対応1回だけで、やはり役場の行政サービスがわかるのではないかと、これを踏まえた上で、質問にかえさせていただきますと思います。

と言いますのも、私は過去の一般質問で申し上げたとおり、前々からこの窓口業務の重要性を感じておりますものですから、先般の10月7日に、文教厚生常任委員会の視察研修にて、大分県の別府市に行ってまいりました。

この別府市は、窓口業務や庁舎の問題点に対する提言から、たらい回しをなくし、訪れる人にとってよい空間づくり、そして、福祉コーディネーターによる寄り添う市役所の実現を図るために行われた施策で、お悔やみコーナーを開設されました。どこで何をしたらいいのかわからないという遺族の心理的負担軽減、届け出書作成の負担軽減となり、市民の満足度が上がり、関係課窓口、遺族の両者にとっても、事前準備による受け付け時間の短縮が実現されているということでございました。

ちょうど1年前の私の一般質問でも申し上げましたが、この町民にとって有

利な制度や情報などは、窓口でパンフレットなどを用意していただいて、積極的に周知徹底を図っていただきたいと要望をさせていただきました。当時の課長の答弁のとおり、現在も周知徹底を図っていただいていることと思います。当時の質問のとおり、空き家問題、所有者不明化などは、相続が発生する時点で事前にその問題の解決が図れる機会がございます。そういったことを踏まえ、このお悔やみコーナーというのは、ワンストップでそういった問題を解決できるために、町民のこれから起こる課題等の相談ができる場所だと思えます。

聞かれたことを答えるだけの仕事は、誰でもできるかと思いますが、本当に必要で、町民にとって有利な情報を行政のプロである職員の皆様から、提案も含めた情報を提供することが本来の行政サービスではないかと思えます。案件によっては、行政側からなかなか言いにくい部分もあるかと思えます。もしくは提案しにくい部分もあることだと思えます。そこで、こういったその相談コーナーを設けて、あえて行政職員ではなくて、半民間的な立場を持った方がそういった相談に乗れる。そして、提案することができ、ひいては町政の発展につながるのではないかと思えます。

以前、私が毎月、こっぽーっとホールで法律の相談窓口としてボランティアで行っていたのも、このようなことを踏まえ、少しでも町民の方に役に立てることができればと思って始めたことがきっかけでございます。

話は変わりますが、マクドナルドの接客が今年から少し変わったことを皆さん、ご存じでしょうか。なかなか行かれる方もいないかもしれませんが、今までは注文した後にお客様がそのレジまで商品を取りに行くと、注文をして商品をレジに取りに行くスタイルだったのが当たり前前の光景だったみたいです。しかし、この商品をわざわざ注文して、座席まで運ぶというテーブルデリバリーという省力化とは正反対の手間をかける。そして、コンシェルジュ的な存在の

お客様対応のスタッフも常駐させていると。一方、注文はスマホで事前に注文することもできると。まさに接客強化と接客レス、これを同時に取り入れています。この無駄だと思えることも、結果、売り上げも上がっているということでした。

これから、ちょうど今から申し上げたいのは、市町村の窓口コンシェルジュ必携、いろいろ調べさせていただきました。読み上げさせていただきます。ふじみ野市市民生活部市民課の業務概要になります。

役所にはいろんな方が来られ、初めての来庁で緊張されている方やサービスを受けたいのだが、どこでどのような手続をすればわからないと悩んでいる方。

お客様が来庁して最初に目にする窓口として、快いおもてなし、心づかいのあるおもてなしを大切にします。

住民票の写しや印鑑証明の手続。これは、市役所にとっての常識ではあっても市民にとっての常識ではなく、各種の手続きは、来庁される方が知らなくても当然のことであり、一般的な方はこういった書類関係が必要となるのは、1年に一度あるかないかです。来庁された方が何を求めているのか的確に把握し、最適な窓口へ案内することが求められ、来庁された方にとって最初に対応する職員一人一人が役場そのものであり、建設課の職員だから福祉の仕事はわからない。当たり前のことですが、来庁された方にとっては当たり前ではありません。町民のご要望にお応えし、期待しているものを的確に提供することが求められています。これにより、サービスに対する市民満足度が高められていくのです。そのためにも市役所全体がチームとして、求められている市民サービスの提供に努めていかなければなりません。

釈迦に説法かもしれませんが、執行部の皆さんはこんなこと当たり前だと思っておられることだと思います。この窓口コンシェルジュ的なこととあわせて、

行政側から町民に対する有利な情報を提供するという、そういう人員を設置することによって、この行政サービスの向上を図ることができると思います。そうすることにより、窓口業務の職員が対応できない案件でも、この窓口コンシェルジュが1人でもいれば、即対応し、町民の満足度も向上することと思います。

きょうは広川町のほうからも来ていただいている方もおられるみたいなので、私も広川町の経験として、広川町を初めて訪れたときですかね。総合窓口だったんでしょうかね。1人ささっと寄ってこられて、どうされましたかと親切に声をかけていただいて、いや、ちょっとこういう理由でということ、ささっとこう。ああいうちょっとした本当に一手間なんですよけれども、そういうのがあると、広川町さんはすごくいいなと。もうたった1回行っただけで、その印象がずっといまだにやっぱり引っ張っているんですよ。あのときがよかったなという印象が残っているものですから、たまたまその来庁された80人の中で、たった1人でもちょっとした対応が、余りそぐわないような対応をされた方がおられれば、その方は永遠と多分その印象が残ってしまって、やはりいいイメージが残らないのではないかと思います。

町民の満足度も向上を図っていただきたいと思いますし、職員が足りていない現状であれば、業務を振り分けて窓口業務の負担軽減にもつながると思います。行政サービスの向上、人員不足の解消を図るためにも、このワンストップサービス窓口を検討すべきと思いますが、課長の考えを伺います。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 7番、益田隆一議員の再質問にお答えいたします。

まず、別府市のお悔やみコーナーの件ですけれども、大木町の議会だよりや別府市でのホームページ等を拝見させていただいております。

まず、大木町の状況について若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの説明の中でも触れましたけれども、死亡届が大体年間138件ということで、手続といたしましては、その方たちに後日の手続ということで、うちのほうから案内を送らせていただいております。その際、何の手続に何が必要かという制度名なり、持ってきていただくものを記載させていただいて、1度の来庁で済ませていただくように記載させていただいていると。

そこで、実際の手続となるのですけれども、年金とか、税とか、健康保険とか、いろんな手続が必要となるのですけれども、税務町民課へお越しただければ、一度お座りいただければ、税から、年金、健康保険全て税務町民課の職員で対応いたしておりますので、そこで大体一通りの手続が終わるように対応を行っているということで、時間にいたしましても大体お一方、平均ですけれども二、三十分での手続が完了しているのではないかというふうに思っております。

そこで、議員おっしゃられる総合案内の充実なり、コンシェルジュの導入という話になるかと思うのですけれども、私どもとしましても、日ごろから総合案内とか、コンシェルジュの導入等を含めながら、カウンターでの対応時のプライバシーの保護等も考えて、先日からちょっとカウンターの設置の状況とか、目隠しの設置をするとか、相談コーナーをもうちょっとプライバシーを保護しながらできるようにとかという部分で、総合案内とコンシェルジュの導入とそこら辺も含めてトータル的にちょっと検討をしていた経緯もあるのですけれども、現在としてはまだ検討中ということで、具体的な形にはなっていないのですけれども、今後とも議員等のご意見なり、よその状況等もいい例があればど

らんどん取り入れて、町民の皆様の利便性を向上するために、少ない投資で最大の効果を上げられるよう、今後できるよう検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　本町における窓口業務についての3回目の質問はございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　本当、窓口業務の方、特に1階等は、大変よく対応していただいて、頑張っていたと思っています。あれだけ多くの数をこなしていただいて、笑顔で対応していただいて、大変なお仕事だと思います。1日間その笑顔を保たないといけないものですから、それは大変だと思います。

1階がよくて、2階が悪いというわけじゃないんですが、たまにあるのが、本当のたまにですけれども、某窓口に行ったときに、たまに下を向いていらっしやることも、お仕事を一生懸命されていらっしやるんでしょうね。気づかないと。物すごく私でも声をかけづらいということがあります。声をかけて仕事の邪魔をするのもまずいなど、これは私でも思うぐらいですから、一町民の方であれば、特にそう感じる。何課とは言いませんよ。そういうことがまれにあるかと。それを完璧にやれというのはなかなか難しいとは思いますが、そういった点は、なるだけ気をつけていただければなど。誰かほかの職員が気づいたのであれば、来たんじゃないのとか、そういうところを全員が見ていただくと。全員下を向いておったら、何もわからんわけなんですよね。そこがやはり少しでも気を配っていただけるとありがたいなと思うところでございます。本当、行政サービスの向上を図るためにも、ぜひ先ほどの内容は検討していただ

ければと思います。

先ほどマクドナルドの話为例に挙げましたが、金融機関である銀行、皆さんもよく知っていらっしゃるこの銀行の業務も、今のAI化に立ち遅れる銀行は淘汰されると警鐘を鳴らされています。もちろん銀行を含む金融業界も、ただ手をこまねいているわけではなくて、このAIを導入し、業務の効率化や業務時間の短縮を図っている事例も報告され、フィンテックもAIが主流になると言われています。

ATMで大体のことが対応できれば、必然的に窓口による業務が減って、お客様の相談事など、AIではまだまだ対応できない部分に関しては、人によって親身な相談ができます。

役場も同じように、将来的にはAIで対応できる部分は、機械が対応する時代が来るのではと思います。しかし、町民の相談に乗るようなことは、職員が親身に相談に乗れるような体制は必要だと思います。先ほどから申し上げている窓口業務の負担軽減を図るためにも、証明書等の発行による業務は、今や皆さん名前だけはよくご存じのマイナンバーカードを利用することにより、コンビニエンスストアでの発行も全国の市町村で行われています。残念ながら、本町ではそのサービスは行われていません。近隣市町村を確認しましたが、大川市さんも行っていないでした。費用対効果のことを考えてのことだったと拝察します。

このマイナンバーカードにより、先ほど申し上げたこのような業務がコンビニエンスストアでできるのであれば、わざわざ役場に来なくとも、土曜日、日曜関係なく、町民にとっては気軽に行って、気軽に引き出すことができると。しかも令和2年度を目標に、健康保険証のかわりになると、このカードがですね。総務省に直接聞き込み調査しましたので、ほぼ間違いないと思います。そ

のためにも国は令和4年度、3年後までに普及率100%を目指しております。市町村にも恐らく、この大木町にもマイナンバーカードの普及、利用促進を図るための依頼が来ていることと思います。

添付資料にありますとおり、このマイナンバーカード市区町村交付枚数等、令和元年度11月1日現在、これ総務省の最新の情報でございます。全国的に見ても普及率は14.3%と低く、まだまだ認知不足と利用目的の明確化が図られていません。

驚きましたのは、この小さい福岡県、上に高知県もあるんですが、この羅列されている添付資料、これ、大木町を探してみてください。7.4%、これ福岡県、下から2番目なんですね。どうも本町が一番という位置づけがあまり好みではないようで、2番という、いい意味で2番ならいいんでしょうけれども、仲よく広川町さんも隣にあるんですが、広川町さんもなかなか似たような数字で、余りほめられるような数字ではないかと思いますが、これ、全国平均の半分なんですね。大木町は人口が少ないにもかかわらず、この普及率は余りにも少ないんじゃないかと。

しかし、逆を言うと、この少ない人口だからこそ、ちょっとでも人数がふえれば、普及率は大幅に上がるということでございます。一番最後の、一番下のうきは市なんかは6.3%。同じ3万人なんですけれども、ここよりも正直うちが普及率を上げるのであれば、若干の人数がふえるだけでも、思い切りこの普及率が上がるんじゃないかと。令和2年度9月から、来年の9月から行われるマイナポイント制度、このマイナポイントは全国共通であり、ポイントの原資は国費で賄われ、消費税増税による需要減を軽減するためでもあります。これを機に本町でも普及率促進を図るべきだと思います。正直、今現在、すぐにも、このマイナンバーカードがなくては生活ができないということはまず考

えにくいかと、私自身そう思います。そして、こういうことに対して必ず出てくるのが、セキュリティーは万全なのかと、個人情報漏れないのかという人が必ず出てきます。しかし、国はこれを普及させるための制度をあらゆる方面で行っていくものと思われま。実際にこれが健康保険証のかわりにもなり、将来的には運転免許証のかわりになるという話も出ています。実際には証券会社に口座を持つ際には、必ず必須になります。銀行口座を持つ際にもこれが必要になることが検討されているという話も聞きました。総合型リゾート、カジノにもこのカードがないと入れません。

実際に先月、国会でも、障害者手帳、外国人の在留カードなど、さまざまな用途をこのカード1枚に集約させてくるようになるかもしれないという議論が行われております。実際に私が今でも自分の身分を証明するために、書類が免許証1つではなくて、2つ提示されることがあります。皆さんも経験ございませんでしょうか。しかもその証明書には必ず顔写真が添付されていないといけないと。これ、私が一つ思うのが、高齢の方でもし免許証が返納されている方があれば、パスポートがない限りは、健康保険証に顔写真が載っていないと証明できないんですね。そういう際には、こういうマイナンバーカードというのが必要になるのではないかと思います。

これから先の未来は私でもわかりませんが、こうなることではないかということとは予測できます。よく聞くキャッシュレス社会ですね。今や当たり前ではありますが、私の体験談になります。先日、東京に行かせていただく機会がございまして、正直、私も現金主義でございますものですから、キャッシュレス社会というのにはまだまだついていけない私でございます。東京に行くたびに電車の多さに驚きますが、切符を買うことがほとんどありません。カードによる決済の便利さに気づきます。そして、ほとんどの人がコンビニや自動販

売機など、現金を使わず、全てスマホで、全てですよ。このスマホで決済している人たちを見ると、東京のコンビニで現金を出している私がちょっと恥ずかしさを感じるぐらい、恥ずかしく思うことがございました。確かに東京に行つて帰ってくるまで、家から電車、飛行機を使い、お店で物を買う。全て財布を使わず、スマホやカード1枚で終わることができることを考えると、これから先は、このマイナンバーカードのような身分を証明できるカード1枚とスマホさえあれば、どこでも生活できるのではないかと、遠い未来の話ではないかと思ひます。

しかも来年9月から、マイナンバーカードを利用してキャッシュレス決済を行う人に対して、25%の還元を行うことが検討されております。国が普及を推進し、このような有益な情報を町民に知っていただくためにも、行政側から普及促進のアピールをするべきだと思ひます。このままだと、普及率は福岡県下、最下位となるかもしれません。逆に福岡県下で一番の普及率を目指すことも本町の人口比率を考えると、人口の多い市町村に比べ容易ではないかと思ひます。デジタル化に少々おくれていることは否めない本町にとって、一歩先を行くキャッシュレス化に力を入れるきっかけの一つになればと思ひます。ぜひマイナンバーカードの普及率の向上に力を入れていただければと思ひますが、課長の考えを伺ひます。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 7番、益田隆一議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のマイナンバーカードに関してのご質問ですけれども、まず大木町の状況についてご報告いたしたいと思ひます。

まず、先ほど議員に用意していただきました資料により、11月末現在で1,070枚で7.5%と、決して胸を張れる数字ではないんですけども、もうちょっと詳しく説明をさせていただきますと、交付前設定枚数というのがありまして、もう既に大木町のほうに届いている枚数で、まだ交付申請者が用事があって受け取っておられない枚数になりますけれども、1,183枚で、これを率に直しますと8.3%。それで、11月末現在で大木町に届いていないんですけども、もう申請は終わっているよという件数が1,330件、率に直しますと9.3%。大体申請して町のほうに届くまでに大体3週間ないし4週間ぐらいで届いているんですけども、その間に、もう既に150件ぐらいの申請があっているというふうな状況になります。

それで、今後の推進の方法になりますけれども、まず、総務省のほうから啓発する際に啓発物資が来るように、夏場に、9月以降に届きますよという話であつた部分が今週届きました。それで、今週から早速窓口のほうでマイナンバーカードの啓発物資を配布しながら申請を呼びかけているという状況でございます。

今後の推進の予定なんですけれども、まず、年明け申告が始まるんですけども、大川市さんと共同で税務署のほうに出向いて行って、税務署に見えられている方に、当然マイナンバーカードを持っていると申告のときも過去の状況を個人の情報を活用しながら申告できるようになるという部分もありますので、そこで、申請を勧めるということで考えております。

それと、大木町のほうでも、ことし同じく申告が始まりますけれども、大木町の申告会場でも電子申告ができるように機器の設置をし、あわせてそこでまたマイナンバーカードの申請もこういう部分でできますよということを宣伝しながら、申請を勧めていきたいというふうに考えています。

それから、年度変わって新年度に入っていくわけなんですけれども、ちょうど今が新年度の予算の時期でもあります。今現在、新年度、どうやって推進を図っていくかという部分で、ちょっと今後人事なり、財政のほうと詰めていかなければならないんですけれども、マイナンバーカードの申請に伴う部分の人員体制も人事なり、財政なりと検討しながら、ちょっと詰めていきたいというのが現状の状況になっております。

とりあえず、年が明けてからの申告会場等で申請のほうを呼びかけて、枚数のほうをふやしていきたいというふうに考えております。

以上で、7番、益田隆一議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　以上、3回終わりましたが、時間が若干あるようですので、一言何かございましたら。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　若干時間もあるようでございますが、きょうは議長の挨拶のとおりタイトなスケジュールと伺っておりますものですから、あえて短めにちょっと一言意見を言わせていただければ。

先般の気候非常事態宣言に関してもそうなんですが、どうやら本町は一番最初ではなくて、2番やら、3番やら、4番とか、どうせやるんだったら一番目指せよと言いたくなってしまうと。今回のこの普及率に関しては、先ほど課長の答弁のとおり、大変数字が上がったと思いますが、どうせやるんだったら一番を目指しますと。あれだけマスコミを呼んだわけですから、マスコミは来ますよ、一番を目指すと言え。いい意味で目立って、ぜひやりますと、きょうは町長の答弁をいただきましたかったんですが、何遍も言いますが、タイトなスケジュールと伺っているものですから、あえてまとめさせていただきますと、2

番よりは、やはり一番を目指していただいたほうが町民にとっては大変わかりやすいのではないかと思います。

以上でございます。

議長 以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

再開をちょっと短く、申しわけないんですが、11時5分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 10時57分

再開 11時05分

議長 それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので一般質問いたします。

今回は、男女共同参画推進についてと、もったいない宣言のこれからの取り組みとPR活動についての2項目を質問いたします。

最初に、男女共同参画の推進についてでございます。

大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例が、ことしの4月1日より施

行されました。このことについては、前回の9月議会に中島議員が質問されています。今回私も別の視点から質問いたします。

私は男女共同参画は、まちづくり、人づくりの重要な施策と考えていますので、条例施行後のまちの取り組みについて注目しています。

大木町を含め日本の人口は、少子高齢化の進行により人口減少時代に入っています。このことは、私たち一人一人の働き方の見直しや地域活動及び地域における支え合うシステムが、再構築されなければならないと思っています。だからこそ男女が、お互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別、年齢にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急な課題です。

私が先ほど申し上げたように、男女共同参画は大木町の活性化のためのまちづくり、人づくりなのです。

先月11月16日、熊本市にて女子高校生による女性社会参画をテーマにした女子高生サミットが開催されました。サブタイトルに、「ガールズパワーがこの世界を変えていく」です。このサミットの実行委員の生徒の言葉です。

「大人を変えることは難しいが、女子高生である私たちが変われば未来はきっと変わる。そう思って踏み出した。無謀にも思える目標に向かってチャレンジし続けた。くじけなかったのは、そこに変えたい、変わりたいという意志があったからだ」。私は感動しパワーをもらいました。

そして、大木中学校の子供たちを思い出しました。10月19日の合唱コンクールの中学生のすばらしい姿、創立50周年のブラスバンド部の演奏、大木町にも未来を託せる子供たちがたくさんいます。頼もしい限りです。私たち大人も行動しなくてはならないと改めて思いました。

そこで、男女共同参画を推進するには、具体的な行動を示した計画が必要に

なります。本町は平成29年度末に第2次基本計画が作成されています。これです。これはホームページで誰でも見ることができます。内容も多岐にわたっており、全ての課が何らかの施策にかかわっています。

この計画の推進のところに、「男女共同参画社会の実現のために計画の推進体制を整備し、計画の着実な推進を図ることが重要です」と記載されています。そのため、役場内に大木町男女共同参画推進本部が設置され、外部団体である大木町男女共同参画審議会があります。その審議会の中で、本計画の進行管理を図るとなっています。また、大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例、これの基本理念の中に、男女が個人としての人権を尊重されること、教育分野でも男女共同参画の学習の場を設けることと挙げてあります。

子供たちへの教育もとても重要だと思っています。子供たちが自分も相手も個人として尊重できる関係を築くため、またその環境を整えられるように、次の2つの質問をいたします。

1、第2次大木町男女共同参画計画、平成30年から34年度の進行管理として男女共同参画審議会があります。平成30年度の審議会への進捗状況報告と及び審議会からの意見を今後の施策にどう生かされるのでしょうか。

2、児童生徒を対象とした教育分野の取り組みは現在どのようになされていて、今後どのように充実していかれるのでしょうか。

この2点をお伺いいたします。

次に、もったいない宣言（ゼロ・ウエスト宣言）のこれからの取り組みとPRについてです。

2019年ことし1月の広報おおきに、もったいない宣言からの10年の振り返りの記事が掲載されていました。これです。この中の記事は、もったいない宣言を公表したまち、全国で2番目。生ごみ、し尿、浄化槽、汚泥のメタン

発酵施設の稼働を開始したまち、全国で初。紙おむつの資源化を実施したまち、全国で初。プラスチック一元化、油化施設を誘致したまち、全国で初。ふるさとづくり大賞総務大臣賞を受賞したまち、福岡県自治体で初。このように書かれています。改めて大木町が環境先進自治体であることを実感するとともに、町民の一人として大木町を誇りに思います。これも町長を初め職員の皆さんのたゆまない努力と町民の協働のたまものと思います。

しかし常に攻めの姿勢で行かないと、大木町の魅力もすぐ色あせてしまいます。前進するために町民の理解と協働がなければ成功しません。そのためには、町民との会話と町民のモチベーションを上げることも大事だと思います。モチベーションを上げるための一つの方法として、全国1位、また全国初という言葉や、メディア、新聞、テレビ及びSNSの活用などこれからの時代に必要と思います。

そこで、環境先進地として大木町をさらに前進するために、次の質問をいたします。

1、平成28年度のリサイクル率は66.7%、全国1,741自治体のうち7位。平成30年度のリサイクル率は67.3%、全国1,741自治体の全国8位です。この比率を上げ全国1位になるためには、今後どのような取り組みが必要になるのでしょうか。

2、大木町の魅力（これは環境分野にとどまっていません）を町内外に発信するための取り組みについて、どのように考えられておられるのでしょうか。以前は新聞やテレビに大木町が頻繁に掲載され取り上げられています。

以上、2点お伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まず私のほうから、2、もったいない宣言のこれからの取り組みとPR活動について、②この魅力ある大木町を町内外に発信するための取り組みについてどのように考えているのかのご質問について答弁させていただき、1、男女共同参画の推進についての②児童生徒を対象とした教育分野での取り組みはどのようにされていて、今後どのように充実していくかについては、教育長、①の男女共同参画推進協議会への報告と意見を今後の施策にどう生かしていくかについては、企画課長が答弁をいたします。

また、2の①リサイクル率を上げ全国1位を目指すために今後どのような取り組みが必要かについては、環境課長が答弁をいたします。

まずもって、古賀靖子議員が本町を環境先進自治体であると実感し誇りに思っていることに感謝をいたしまして、また環境の取り組みをさらに前進させることについて、ご期待いただいていることについて、大変心強く感じております。

本町は2006年の循環センター「くるるん」の建設と2008年のもったいない宣言を機に、住民の皆さんとの協働で循環のまちづくりを推進してまいりました。その成果として、平成29年度のリサイクル率67%まで上昇し、平成23年度からは全国でもトップクラスのリサイクル率を維持しております。また、この一連の取り組みが評価され、昨年2月には総務省のふるさとづくり大賞を福岡県内の自治体で初めて受賞することができました。環境先進のまちとしての地位を確立しさらに発展させていくことが、大木町の目指すべきまちづくりの基本的な方向性だと確信をしております。

2008年のもったいない宣言においては、子供たちの未来にツケを残さな

いことを念頭に、ごみゼロ社会を目指すことを町民の皆さんと共有しさまざまな取り組みを進めてまいりました。また、先日議決いただき公表いたしました気候非常事態宣言についても、未来世代への影響を危惧し環境のまちとしての決意を町内外に示したものだと考えております。

さて、現在、ごみの分別品目は29に及んでいますが、中でも生ごみ、し尿、メタン発酵処理システムや紙おむつのリサイクル、プラスチックの油化事業などは、全国的にも注目され高い評価をいただいております。これも日ごろから分別資源化に取り組んでいただいている町民の皆様のご協力のたまものと感謝申し上げますとともに、これからも後世代に引き継いでいかなければならない重要なシステムだと考えております。

既にこれからの取り組みに関しては、その先駆性を評価いただき、毎年国内、国外から多くの皆様に視察に来ていただいております。このためことし9月からは、循環のまちづくり町民ガイド事業として、8名の町民の皆様に視察の対応を応援していただいております。このように多くの町民の皆様が、誇りを持ってまちづくりを支えていただくことが、まちの大きな魅力となり情報発信にもつながっていくと考えておりますので、これからも常に向上心を持って事業の改善に努め、持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

児童生徒を対象とした教育分野での取り組みの現状と今後の充実に向けた方針について、答弁いたします。

男女共同参画教育の実施に当たっては、各学校の重点目標や児童生徒の実態等を踏まえて、男女共同参画社会教育の重点目標を設定し、育成する態度や能力を示し、各教科、道徳、特別活動等の授業を通して、その実現に向けた指導を進めております。

大溝小学校の令和元年度の教育指導計画の重点目標についてです。

対話を通して男女平等の意識を育てたり、課題に対して粘り強く考えたりすることを通して、一人一人の個性や能力を發揮しながら、自分や自分たちでできることを継続的に実践することができるようにすると示されており、男女平等の意識を育て自分たちで実践する力を求めていることがわかります。

この重点目標に照らして、男女共同参画教育で育成する資質として、思いやりなどの豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度を挙げています。そして、生活科、家庭科、体育科、道徳科、特別活動等の授業で指導を行っております。また、学校だよりや学年学級通信、学級懇談会、PTA等との懇談会等を利用して、家庭や地域社会との連携を図ることの必要性も示しております。

男女共同参画教育は、各教科等、学校の教育活動全体で意図的、計画的、系統的に実施する必要があります。それぞれの教科の狙いを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進されると考えます。

そこで、今後の課題としては2点あります。

1点目は、男女共同参画教育に関する学習内容の充実です。

福岡県教育委員会では、豊かな心の育成、性差の正しい認識、自立する力の育成、互いを認め合う実践的態度を示しています。これらの質、能力の視点から学習内容を見直し、指導内容や目標を明らかにして計画的に指導することが重要です。

2点目は、男女共同参画教育についての教職員の意識を高めることです。

日常の教職員の価値観や行動の仕方等が、直接児童生徒の指導に反映するため、教師自身の考えや行動の中にある男女共同参画教育を阻害する考え方を問い直す必要があります。そのためには、この本質的な狙いや必要性についての情報提供や研修会等への参加奨励を進めてまいります。

本年4月1日より大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例が施行されました。この理念に示された大木町に暮らす全ての人が、このまちに住んでよかったと実感できる大木町となるよう、教育委員会として真摯に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

第2次大木町男女共同参画計画の平成30年度の進捗状況報告及び審議会からの意見を今後の施策にどう生かすかについて、答弁させていただきます。

本町の男女共同参画社会の形成に向けた取り組みにつきましては、新たな視点での価値観や生活文化を創造し地域を活性化するための人づくり、まちづくりの重要な施策として位置づけ、推進に向けた諸施策を体系的、具体的にまとめたものが、平成20年に策定した大木町男女共同参画計画であり、現在それを引き継いだ第2次計画により諸施策を展開しております。

また、本年4月には、大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例を施行し、女性の地位向上と性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けて、まちや議会、町民等が、おのその役割

と責任のもと、互いに連携して、大木町男女共同参画計画の策定や諸施策をさらに推進していくことを担保したところでございます。

去る10月29日、議会を初め福岡県男女共同参画センターあすばるの研究員経験者や障害児を持つ親の会、JA青年部、商工会などから10名の審議会委員をお願いし、条例施行後初となる男女共同参画審議会を開催しております。

平成30年度の進捗状況を報告する中で、委員からは、計画にはDV（ドメスティック・バイオレンス）対策についての記述はあるが、近年ストーカー被害も多くその性差対策は必要ではないかというご意見や、本年4月に福岡県における性暴力を根絶し性被害から県民等を守るための条例が制定されており、今後、市町村レベルでの対応対策も必要となってくることから、準備しておいたほうがいいのではないかなど、最近の時事問題に対応する新たな施策のご提案のほか、こっぴーっと図書館での男女共同参画関連の図書、資料の充実に関して、誰もがわかりやすいよう人権・男女共同参画コーナーを設置したらどうか。施策が未実施の場合は、その理由が何で今後どのようにしていくのかを記述すべきではないかなど、施策の進捗管理についても具体的な改善のご意見をいただいております。

では、このように出されたご意見等をどう生かしていくのかでございますが、大木町男女共同参画計画をより実効性の高い取り組みとしていくためには、社会状況が目まぐるしく変化する現在、計画の遂行に関しても臨機応変に対応しなければならないと考えており、審議会で議論し提案されたご意見等については、現在所管課と協議し必要に応じて計画を変更し、またはつけ加えて、今年度以降の施策遂行に反映させていくこととしております。

男女共同参画社会は、誰もが多様な価値観や生き方を認め合うことで、それぞれ持ち得る個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社

会であり、言い換えれば人権尊重社会の実現であると認識しており、私も議員同様、最重要な施策であると考えております。

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の固定観念や意識を変えていく必要があることから、まちでは人権尊重社会の機運を高めるさまざまな施策を通して、根気強く取り組みを進めてまいる所存でございますので、議会並びに議員各位のご協力をお願い申し上げまして、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

リサイクル率を上げて全国1位を目指すために、今後どのような取り組みが必要と考えていますかとのご質問でございますが、現在まちのリサイクル率は67.3%に向上し、燃えないごみは年間2から3トンしか発生しておりませんので、リサイクル率の向上には、燃やすごみの徹底分別が必要だと考えております。

2015年に実施しました燃やすごみの組成分析調査では、資源化可能なものがまだ77%も含まれており、特に古紙とプラスチックの割合が多いことがわかっております。この資源化可能なものがきちんと分別されれば、リサイクル率は90%を超えることが数値的に示されております。このため、まちでは年2回のごみ分別研修会、広報紙での啓発活動に加え、平成25年度からはごみゼロコンテストを実施し、分別意識の高揚に努めているところでございます。

ごみゼロコンテストは、1カ月間燃やすごみ袋を出す際の重量を計測しまして、減量の取り組みを競うというもので、その実績から、少し意識するだけで

燃やすごみを大きく減少させることができることがわかっております。これまで7年間の実績を見てみますと、コンテスト参加者の1人1日当たりの燃やすごみの量は、大木町平均の4分の1、75グラム程度となり、この数値をもとにすれば、年間の燃やすごみの量は、家庭系で400トン程度まで減らすことができ、事業系を加えましてもリサイクル率は80%を超え、リサイクル率日本一が現実のものとなってくることがわかっております。

燃やすごみを減らすためには、町民の皆様に地道に分別の協力をお願いしていくことが大切であると思っておりますので、出前講座など町民の皆さんへの説明の機会をふやしていくことと、地域ポイント制度などを活用しましたインセンティブも検討してまいりたいというふうに思っております。

また、子供のころからの教育が大切でございますので、現在小学校4年生のときに環境授業を行い、その実践的な学習といたしまして、4年生世帯全体でゴミゼロコンテストにチャレンジしていただいております。参加された世帯からは、ちょっと意識するだけで燃やすごみを半分に減らすことができた。ほかの方にも勧めたいや、ごみになるものを買わないようにしたいなど、確実に燃やすごみ減量への気づきにつながっているようでございます。

このようなことから、今後も子供たちへの環境授業に力を入れていくとともに、4年生世帯へのごみゼロコンテストを継続し、分別意識の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

このほか、リデュース、リユースの推進や事業所への協力依頼、より分別しやすい分別システムの研究など、さまざまな機会を捉え分別意識の高揚を図っていきたいというふうに考えておりますので、古賀議員を初め議員の皆様さらなるご理解とご協力をお願いし、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長　それでは、1点目の①第2次大木町男女共同参画計画の平成30年度の進捗状況報告及び審議会からの意見を今後の施策にどう生かすのかについての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　企画課長、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、人々の固定観念や意識を変えていく必要があるとおっしゃっていただいた。これが本当にそうだと思うんですけど、ただ施策を打つことだけで男女とも意識が変わるとは、やっぱり思えません。身近な慣習や慣行は無意識に生活に入り込んでいます。だからこそ男女共同参画の施策と計画実行を優先していただきたいと思っております。行動や言葉を意識して変えれば、時間がかかっても意識は変わってくると考えているからです。

そこで、平成30年度取り組む施策の実施状況の中で、未実施の施策がありましたでしょうか。また、どうして実施できなかったのかという理由を教えてくださいませんか。

議長　答弁を許します。北島企画課長。

企画課長　5番、古賀靖子議員の再質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

平成30年度の男女共同参画推進計画の中で未実施の施策があったのかどうかと、その実施できなかった要因はというご質問であったかと思えます。

男女共同参画推進計画の中では82施策の中で、残念ながら平成30年度におきまして、5つの施策のほうの一部着手を含めて未実施が5施策ございます。

その実施できなかつた要因ということでございますけれども、これは企画課の事例で申し上げますと、昨年度が条例策定ということでこちらの業務を優先させていただいたということで、例えば企業や事業所への育児休業や介護休暇等制度等の周知等について、働きかけを行うということが、ちょっとできなかったというようなこと等がありますということで、この第2次男女共同推進計画のほうは平成30年から5カ年の実施計画ということで、各課におきましては優先すべき事項を優先させていただいて、着手できなかった部分が一部あったということで、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長 1の①第2次大木町男女共同参画計画の平成30年度の進捗状況報告及び審議会からの意見を今後の施策にどう生かすかについての3回目の質問、ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 本計画の具体的施策のうち、企画課は約大体20施策を担当しておられました。企画課における事業実施を受ける予算について、お伺いいたします。

条例を制定したからには、制定前より計画を実行しなければ意味がありません。それには予算がやっぱり必要です。その予算のうち大木町独自の事業実施の平成30年度に要した費用は、予算は幾らだったのでしょうか。

令和元年度ことしの予算は、前年度に対してどのように見積もっていかれているのでしょうか、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 5番、古賀靖子議員の再質問のほうをお答えさせていただきたい
と思います。

平成30年度に要した費用及び今年度の決算の見込みは、どうなのかという
ご質問であったかと思えます。

男女共同参画推進事業に要した企画課の平成30年度の費用でございますけ
れども、先ほども若干触れましたが、条例制定等に要した委員の謝金、または
条例制定後のパンフレット等の印刷等々で、約27万円ほどを執行させていた
だいております。

一方、本年度の決算の見込みではございますけれども、約40万円を見込ん
でおりまして、このほかに、せんだってもちよっとご報告申し上げましたけれ
ども、きらきら大木町女性が輝く元気塾ということで開催させていただいてお
りますが、これは県の補助金を直接団体のほうを受け入れてやっております。
こちらのほうが約25万円ほどいただいて、講師謝金等に充てさせていただい
ておりますので、合計65万円ほどの執行見込みということで予定をしておる
ところでございます。

対前年度比で申し上げますと、約238%程度になりはせんかなと思えます。

そういったことで、決して予算の額で事業の執行が濃淡がうかがえるのかと
は、そればかりではないと思えますけれども、幸いなことに今年度は予算を倍
しまして活動させていただいておりますので、以上、報告させていただきます。

議長 それでは、次に、1の②児童生徒を対象とした教育分野での取り組み
についての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 教育長、先ほどありがとうございました。

本計画、先ほどの分厚いこれなんですけれど、この中に、学校教育課が担当施策は11項目掲載されております。先ほどは教育長からは、男女共同参画教育について、総括的にお答えいただきましたとそう思っております。

私はこの計画書に目を通す中で、気になった部分があります。それはこの中にある基本目標に、「男女の人権の尊重」の中に、資料として掲載されている福岡県が実施した男女共同参画社会に向けての意識調査です。これは平成27年3月の分です。その資料は、DV、配偶者やパートナーからの暴力を経験したことがある人の割合でした。その被害者は女性が27.7%、男性が13%です。女性の約4人の1人が被害者です。その割合の大きさに驚きました。

そしてこのDVについては、児童虐待の要因の一つにもなっていると言われています。

そこで、子供たちが成長したときDVの加害者にも被害者にもならないために、中学校を対象にしたデートDV防止の研修会を開催してはいかがでしょうか。心身ともに成長期にある中学生に向けた研修を開催することにより、友人や恋人との正しい人間関係を築いていくための知識やスキルを身につけさせていくことで、若年齢化するDV被害を防止することになると思いますが、教育長のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

男女共同参画教育、この推進につきましては、本町の教育施策、「高い志を持って20世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」、この目的のもとに、

学校教育、社会教育の中で豊かな心を育む教育の推進、そして社会教育では、人権が尊重されるまちづくりの推進、この中に明確に位置づけることが重要だと考えております。

その中で、特に今古賀靖子議員がご指摘ありましたデートDV、この問題につきましては、福岡県が県教育委員会が今年3月に作成しております「男女共同参画教育指導の手引」というのがございます。学校はこの教育に基づいて男女共同参画教育を推進しているわけですが、この中でデートDVについて、共通理解を図るということが示されておるところです。

この中では、若年層の人生設計に関する意識調査（平成29年度福岡県実施）、DV被害者のうち3人に1人が18歳以下、10人に1人が中学生以下で初めてドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたという実態調査が、挙げられております。暴力の種類につきましては、身体的、精神的、性的、経済的、社会的、それぞれ心も体もひどく傷つく暴力が行われておりまして、これを暴力を振るう人にも振るわれる人にもならないと、そういう教育を進める必要があるということが明示されております。

そのためには、お互いが男女がお互い尊重し合える環境を築くための教育が必要だと考えております。対等でない関係や差別に敏感になること、暴力は絶対に認めないこと、暴力を使わない健全なコミュニケーション能力を身につけること、自分のことを大切にすること、相手のことも大切にすることというこの視点が示されており、県の人づくり、県民生活男女共同参画推進課、生活安全課の「まんがで学ぼう、デートDVと性暴力」、中学生向けと高校生向けの資料が作成されております。私もこの資料に目を通しました。非常に切実な課題が提起されておりました、そのための男女共同参画教育の必要性もその中に理念として示されております。

先ほども申しましたように、男女共同参画教育の推進につきましては、学校全体の教育活動の中で意図的、計画的、系統的に指導する必要があります。一部の学年や教師の取り組みだけにとどまらないように、学校全体として取り組む必要があると思います。そのためにも、福岡県の示しておりますこの男女共同参画教育、教育委員会が示した指導の手引、そして教育委員会が示している指導の実践資料集もあります。そして、それにあわせてこちらのデートDVに関する生活安全課等の資料、これもあわせて各学校では、どの資料が適切なのかということをしっかり吟味してもらうように、私のほうからも校長会、あるいは養護教諭の研修会等で資料の提示、そして何が効果的なのかということを検討してもらう、その資料として私のほうからは学校のほうに紹介していきたいと考えております。

以上で、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、1の②児童生徒を対象とした教育分野での取り組みについて、3回目の質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　説明ではございませんが、先ほどの私の提案のちょっと説明させていただきます。

この提案したのは大野城市の取り組みでして、平成27年度から今までずっと実施されています。まずは夏休みに教職員を対象に1回、その後、2学期中に中学生を対象に1回行われております。昨年の研修後の生徒のアンケート調査で、デートDVのことを知っていましたかという問いに対して、85%弱の生徒が知らなかったと答えています。この研修を通して、相手も自分も個人として尊重する人間関係を学ぶ機会を得ることができると考えています。

学校教育現場の先生方は、日々業務が大変だということは重々承知しております。この授業に関しましては、先ほど教育長がおっしゃったように、「まんがで学ぼう、デートDVと性暴力」というこれは中学生用です。これは県が独自につくっているものです。もう一つは、こちらが高校生用に「あなたのココロ傷ついていませんか」というのをつくっております。

ことしに入りまして県の補助事業になりました。講師派遣事業を活用することで、講師の確保及びまちの予算軽減となります。また、まちの担当課との連携によって教師の負担軽減を図ることができ、そのことでずっと継続的につながると思います。ぜひこの事業が実現することを願っております。

以上です。

議長 答弁求めなくてよろしいですか。北原教育長、しゃべりたそう。

答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

今年度、本町が設定しました大木町男女が認め合う社会参画を推進する条例、そしてそれを端的にまとめたリーフレット、こういったものがやっぱり学校現場、教職員の皆さんに十分認知されていないという認識を私は持っております。それとあわせて、このデートDV、県が作成しましたこの資料、そして今議員がおっしゃった指導の講師陣を含めた指導のあり方、体制の先行事例、こういった実践事例についても、学校現場については情報が十分行っていないと思います。

そういったものを含めて、まず教職員に向けてこの本町の条例、このリーフレットの配布、そしてこのデートDV、このあたりの県の取り組み等を教職員

に紹介して、積極的に取り組んでいけるような、そういう情報提供に努めたいと思います。

以上で、古賀靖子議員の質問の答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、次に、2の①もったいない宣言のこれからの取り組みとPR活動について、リサイクル率全国1位を目指すための今後の取り組みについての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　先ほど環境課長のご回答ありがとうございました。

リサイクル率を上げるために燃やすごみの組織分析、啓発活動、児童生徒への環境授業、特に小学校4年生の世帯全体で取り組むごみゼロコンテストへのチャレンジは、実践的な学習として効果があると思っています。

そこで、2回目の質問です。

年2回ごみ分別研修会が行われていると聞いております。その研修会には何人の方が参加されて、年代層はどうだったのでしょうか。

今の若い世代は広報紙等など紙面を読むことが少なくなっていると聞いています。これからの時代に合ったやり方として、スマホを利用する方法を考えていただけませんか。近隣の自治体では、久留米市、筑後市が既にアプリを取り入れています。私もたまに29種類の分別で、どこに入れていいのかよくわからない物があります。迷ったときにすぐ分別の方法がわかれば、燃やすごみが少しでも減るのではないかと思っております。

また、大木町でも外国の方をよく見かけます。多言語での分別表も必要だと思っておりますが、その取り組みは始められていますでしょうか。

以上、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 5番、古賀靖子議員の再質問に対しお答えいたします。

まず、1点目のご質問、年2回のごみ分別研修会への参加状況でございますけれども、例年4月及び11月に開催をしております、両開催ともそれぞれ120名程度の参加をいただいております。このごみ分別研修会でございますが、地区のごみゼロ推進委員の研修会も兼ねまして実施していることもあり、年齢層でいいますと、どちらかと言えばご年輩の方が多く参加いただいている状況でございます。

広報紙あるいは地区への回覧によりまして、周知のほうはしておりますけれども、若い世代からの参加を促すような周知方法につきましては、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、若い世代の方々への情報発信ツールといたしましてのアプリの導入ということでございますが、ご提案ありがとうございます。このごみ分別アプリにつきましては、現在急速に導入が進んでおります、先日、本町におきましても、近隣市と合同でのごみ分別アプリの講習会ということで実施をしたところ です。

議員ご指摘のとおり、現在若い世代のみならず、全ての世代の方々まで有効で、普及率80%以上と言われておりますスマートフォンを活用しましたアプリの導入につきましても、費用対効果を検証しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

また、外国人の方々への対応でございますが、本町へは技能実習ということで各国からお見えになっていらっしゃいます。ご指摘いただきました分別の基

準表につきましては、外国語表記でのご要望も実際にあることから、現在ひしのみ国際交流センターへその旨相談をしているところでございます。

これからますます必要になってくるということは承知しております。費用等を考慮しながら、可能な限り作成に向けて取り組みたいというふうに考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、2の①リサイクル率全国1位を目指すための今後の取り組みについての3回目の質問はございますか。

古賀靖子議員　次に行かせていただきます。

議長　わかりました。それでは、2の②もったいない宣言のこれからの取り組みとPR活動について、この魅力ある取り組みを町内外に発信するための取り組みについての再質問ということで、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　先日の気候非常事態宣言の発表は、久しぶりにメディアに取り上げられ大木町が注目されました。うれしい限りです。人口14,000人弱の小さなまち大木町に、全国世界から多くの視察が訪れられるほど、すばらしいシステムだと思っております。

また、ことし9月から、視察応援の循環のまちづくり町民ガイド事業も本当にうまく行っていると思っております。実は11月に福岡の友人が環境プラザに視察に来ました。そのときに同席させていただきました。まだまだ経験不足のようでしたが、町民の方が自分の経験を交えながら一生懸命説明している姿

に、私の友人は、大木町を誇りに思っているのがよく伝わってくる。説明がよかったと言ってくれています。

しかしこれらの事実を町民の何割の方が知っておられるでしょうか。

町長の先ほどの答弁で、多くの町民が誇りを持ってまちづくりを支えていただくことが、町の大きな魅力となり情報発信にもなると言われました。今後、情報発信について、もう少し戦略的に取り組むお考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5番、古賀靖子議員の質問にお答えいたします。

一つ、町民ガイドという動きは、これまでの取り組みから、一つステップアップできた取り組みなのかなというふうに感じています。ただ、情報発信についてはまだまだ弱いなというふうに感じています。

徳島県上勝町というところをご存じだと思いますけれど、あそこがゼロ・ウェイスト宣言を日本で初めて宣言をしたところなんですけれども、あそこ上勝町は、非常に情報発信がうまくいっているんです。あそこ上勝町の場合、NPO法人のゼロ・ウェイストアカデミーというところが、民間の団体なんですけれども、そこが主にそういうごみ分別も担っていますし、そういう情報発信も担っている。いろんな人材が集まっていて、彼らが例えば全国津々浦々、講演活動であったりとか、いろんなマスコミへの露出であるとかそういうこともやっていますし、昨年1月だったですかね、ゼロウェイストアカデミーの坂野理事長は、ダボス会議の何と共同議長に選ばれる。世界経済フォーラム、スイスであった経済フォーラムの共同議長に選ばれるという快挙に結びついている。

そういうことで、本当に上勝町はそういう取り組みについての全国発信が、非常にうまくいっているような状況です。

大木町の場合も、これまで役場が主体となってそういうことを担ってきたんだろうと思いますが、もちろん町民の皆さんにもいろいろご協力をいただいて担ってきたんですけれど、やっぱり何か一つ限界があったのかなと。そういうような今後の環境活動をさらに発展させる意味でも、対外的に情報発信をしていく意味でも、新たな仕組みづくり、そういうのもやっぱり考えていく時期なのかなというふうに考えています。

ちなみに上勝町の場合は、ゼロ・ウェイストアカデミーの活動が全国的に知れ渡って、いろんな起業家の人たちが小さなまちに集まってくるというそういうような現象も出てきておりますので、そういうようなところ、分別の取り組みとかそういうのは、恐らく上勝町にほとんど引けをとらないと思うんです。ただその活動、ゼロ・ウェイストアカデミーの活動のようなものは、非常におくれているというようなことですので、そういう仕組みをぜひ考えていきたい、そういう時期に来ているのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長　それでは、最後に2の②この魅力ある取り組みを町内外に発信するための取り組みについて、3回目の質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　ぎりぎりあります。

今回、環境先進地大木町を一步前進させるために、気候異常宣言を公表されました。10年後の大木町の子供たちに環境教育及び実践の充実は大事だと思っています。気候異常事態宣言に向けて、これから策定される行動計画には、

子供、若者を初め、多くの町民が参画できる仕組みづくりをぜひお願いいたします。

また、町民の方に対しては、丁寧な説明と対話が必要だと思っています。この説明と対話に対しては、町長や担当課職員だけでは人が足りません。職員全員がまちの広報担当だと意識して、まちの講座やセミナー、各種団体の総会など、あらゆる機会を利用してPRすることが大切だと思っています。

大木町をさらに魅力あるまちにするためには、先ほども益田議員がおっしゃったように、町長と職員が一丸となって取り組まなければならないと思います。ことしのラグビーワールドカップでの日本選手の躍進のように、大木町も町長と職員がワンチームで躍進していただきたいとお願いを申します。

それで、そのワンチームというのが、どのように町長がお考えになっていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀靖子議員の再質問にお答えいたしますけれども、気候非常事態宣言、まだまだ役場の職員間でも十分認識を共有できていないと思っている部分があると思います。町民の皆さんもこれから本当にご理解をいただいて、やっぱり大木町が目指すまちづくり像を共有する。その一つが、子供たちの未来にツケを残さないというそういうまちづくりをしていこうというそういう決意を今回示したわけですから、それについては本当にぜひ共通認識を培いながら、そういうようなまちづくりをする、そのこと自体は本当に今後のまちの活性化につながってくるというふうに確信をしています。

役場職員ワンチームとして、大木町の強みとして人口1万4,300人、約

100名の職員がおるわけですが、非常に住民の皆さんと職員、役場の距離が近い、協働が作りやすいというそういうような環境にあるんだろうというふうに思っています。そういう意味では、役場の影響力というか、職員の影響力が非常に大きい。その職員がおっしゃるようにワンチームになって、それこそ市民の皆さんにいろいろ働きかけていけば、いわゆる山が動くというか、もうかなり大きなうねりがつくれるんだろうというふうに思っています。

今おっしゃるように、これからとにかく時代が急速に変わってまいりますし、社会、自然条件等も大幅に変わってまいりますと、課題も山積してまいります。その中でやはり職員が、ワンチームとして住民の皆さんと一緒に持続可能なまちづくりを目指していくということ、それが本当に理想だと思っておりますので、ご指摘のとおりそういう方向性で、ぜひ職員にもそういう意識を持ってまちづくりをやっていただくように、働きかけをしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長 以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時、13時といたします。

休憩	12時03分
再開	13時00分

議長 それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員 2番、野口裕子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回は、1、認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入を、2、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進について、3、男女共同参画審議会の役割とは、以上の3項目について質問いたします。

まず、1、認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入を。

本年6月18日に取りまとめられた厚生労働省の認知症施策推進大綱によると、2018年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症と見込まれています。認知症を理解し、ますますの認知症対策も必要になってきます。大木町でも、認知症カフェや高齢者等徘徊SOSネットワーク事業など取り組んでありますが、今回は、認知症の人が起こすかもしれない賠償事故の補償についてお伺いいたします。

個人賠償責任補償は、2007年のJR東海共和駅、愛知県大府市での認知症高齢者の事故に対して最高裁判決が出てから意識されるようになりました。その後、一部の自治体では個人賠償責任保険の無料事業を展開し、事故の損害賠償をカバーしてあります。認知症の親を持つ家族につきまとう不安なリスクを少しでも和らげる制度の導入を提案いたします。

次に、2、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進について。

10月6日に、文教厚生委員会で大分県の豊後高田市の教育のまちづくり、学びの21世紀塾の視察に行き、大変すばらしい取り組みでしたので紹介いたします。

自分の夢をかなえるために努力する子供に育てたいという願いから、地域、保護者、行政、教職員など、市民が一体となって取り組んでありました。塾長は市長、副塾長は教育長、学ぶ機会、体験する機会をふやし、知、いきいき寺子屋活動、徳、わくわく体験活動、体としてのびのび放課後活動、ほかに、まなびのひろば——平成25年より障害のある子を対象とした体験の充実、市民講座、高校生のための学びの21世紀と幅広く開講してあります。

子供たちの成長に、学校だけでなく地域も大きくかかわる学びの場は、行政の本気が市民、保護者を本気にさせた本気の連鎖という言葉に、大変確かな実感があります。

大木町も、基本目標を「高い志をもって、21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながり、きずなをつくる社会の推進とし、学校教育、生涯教育の場で取り組んであります。

豊後高田市のように、教育の大きな推進力となる地域の人材を生かした教育の場は、学力向上のみならず、子供たちに人生の豊かさを教え、生き抜く力を育むと考えます。大木町でも取り組むことができないか、お尋ねいたします。

3、男女共同参画審議会の役割とは。

本年4月1日に施行されました男女が認め合い社会参画を推進する条例の第4章にあります男女共同参画審議会について、お伺いいたします。

男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための審議会の役割について、お尋ねいたします。

この件は、前の古賀靖子議員と重なる点も多いと思いますが、特に審議会の役割についてお伺いいたします。

以上です。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まずは私から、認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入をについて答弁させていただきます、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進については生涯学習課長が、男女共同参画審議会の役割とはについては、企画課長が答弁いたします。

1、認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入をについてですが、議員ご指摘のように、認知症高齢者の数は現在500万人を超え、今後も増加が予想され、2025年には65歳以上の認知症の人は約700万人、高齢者の5人に1人が認知症と推計されています。

こうした中、本町としましても、厚生労働省が示した認知症施策推進大綱の基本的考え方どおり、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防の施策を推進していくことが重要であると考え、諸施策を実施しております。

具体的には、議員からもご紹介いただいております昨年度から実施している認知症の人やその家族、地域の住民が気軽に交流できる認知症カフェや、徘徊や行方不明時に情報を配信し、地域の方々が協力し合う認知症高齢者等SOSネットワーク事業、ほかにも、福祉課に配置している認知症地域支援推進員2名を中心に、認知症ケアパス等のパンフレットを活用しながら、認知症の容態に応じた適時・適切な医療、介護の情報提供などを行っております。

また、地域においても、地区出前講座や認知症の方を支える認知症サポーター養成講座を実施し、現在、町内のサポーター数は825人となっております。さらに、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応の活動により、医療と介護の連携を推進していくなど、認知症支援の取り組みを進めていると

ころです。

認知症の方に対する損害賠償については、2007年、愛知県大府市で1人で外出中の認知症高齢者が線路内に入り、列車にはねられて死亡し、遺族が鉄道会社から賠償を求められるという裁判があり、社会問題となりました。認知症高齢者が道路や線路内で事故を起こした場合、被害者、加害者どちらにもなるおそれがあり、認知症の人とご家族が地域で安心して生活できる環境づくりは、重要な課題であると考えます。

また、この裁判を契機に、民間保険におきましても個人賠償責任保険の範囲が見直され、認知症等の特約も開発されており、本町においても周知に努める必要があると考えております。

この鉄道事故の最高裁判決を受けて、認知症の人の事故の補償について検討した厚生労働省など関係省庁による「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」においては、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいとして公的補償創設は見送られ、保険制度の普及に関しても、当初は時期早尚との姿勢でありました。

しかし、2017年、全国で初めて神奈川県大和市が民間保険を使った事故救済制度を独自に導入し、公費で認知症高齢者への個人賠償責任保険サービスを始めたことをきっかけに、本年11月現在、少なくとも全国39市区町村の自治体が個人賠償責任保険サービスを展開されるようになっていきます。これは、認知症の人が、日常生活に起因する偶然の事故等により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に自治体が保険契約者として加入し、保険会社が被害者に対して保険金という形で賠償金を支払うものとなっております。

認知症になっても安心して暮らせる地域づくり、まちづくりのため、認知症施策を総合的に推進していく必要がございますので、認知症事故の賠償に備えての対策につきましては、議員ご提案の個人賠償責任保険事業は、徘徊のおそれのある認知症の方を介護する家族の不安や負担、リスク回避に有効な方法とも考えますが、国は、認知症の発症に備える民間保険や認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう、各保険会社の取り組みを後押しするとともに、自治体による個人賠償責任保険事業の取り組みについての事例を収集し、政策効果の分析を行うとしておりますので、本町におきましても、まずは民間個人賠償責任保険内容拡大の周知、紹介・普及推進に努めつつ、先進自治体事例の内容などを精査し、他市町の取り組みを注視してまいります。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。野田生涯学習課長。

生涯学習課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

質問の中で紹介がありました豊後高田市については、私自身も視察に随行させていただきましたので、学びの21世紀塾の取り組みのすばらしさについては十分認識しているところです。

この塾は、学校週5日制の施行とあわせてスタートした取り組みで、ことしで18年目を迎えています。文科省が現在、全国に普及を進めている地域学校協働活動のモデルとなったのが学びの21世紀塾ということをお聞きしております。地域学校協働活動とは、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動ということで、今回ご指摘が

あった地域人材を生かした取り組みの一つではないかと思っております。

本町の教育理念である「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」は、学校だけで達成できるものではなく、地域、家庭がしっかりと連携して取り組むことが不可欠です。本町においても、今年度より大溝小学校区において地域学校協働活動をスタートさせました。現在のところ、活動推進員を配置して現状と課題を把握するとともに、地域人材の掘り起こしに努めております。今後、多様な学びをつくっていくとともに、多くの地域住民や保護者の方々にかかわってもらえるような仕組みを構築していきたいと考えております。

また、他の小学校区においても同様の取り組みの可能性を探っていきながら、最終的には全町的に展開して、豊後高田市のような地域総がかりで、子供たちがこれからの予測困難な時代を生き抜く力を育てていきたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

男女共同参画審議会の役割とはについて答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、全ての町民が性別にとらわれることなく、多様な価値観や生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる豊かな社会を実現することを目的に、本年4月、大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例が施行されたところでございます。当該条例の第23条第1項で、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために審議会を置くことを規定しております。

また、同条第2項では、議員ご質問の審議会の役割につきまして、第1号で、

男女共同参画計画の策定または変更について、第2号では、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況について、第3号では、男女共同参画の推進に関する重要事項について、第4号では、男女共同参画推進施策に関する苦情等に対し調査審議した内容について、第5号で、男女共同参画の推進に関する必要な事項について、それぞれ町長に意見を述べることを規定しております。

今年度から、新たに野口議員を初め、福岡県男女共同参画センターあすばるの研究者経験者や障害児を持つ親の会、JA青年部、商工会など10名に審議会委員をお願いし、去る10月29日に審議会を開催したところでございます。

限られた時間の中ではございましたが、その中で、審議会委員の役割や大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例を制定した背景、男女共同参画計画に掲げる諸施策の推進状況等を説明し、先ほど古賀靖子議員の答弁でも述べましたように、委員からは、町の男女共同参画施策の推進姿勢として、こっぴーと図書館にわかりやすく人権・男女共同参画コーナーを設置したらどうか、または、施策が未実施の場合は、その理由と今後どうしようとしているかを記述すべきではないかなど、具体的な提案や改善点についてご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見につきましては、早速、所管課に伝達し、今後の施策遂行に反映すべく改善策を検討しているところでございます。

このように、審議会の役割としましては、委員の皆さんに、本町が目指そうとしている全ての町民が性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて、それぞれの目線や立場で諸施策の進捗状況をチェックし、より効率的、効果的に実現していくために、ご意見やご提案を出していただくことではないかと考えております。

いずれにしましても、男女共同参画社会の実現は、人々にすり込まれてしま

った固定観念や意識が変わってこそ実現するもので、一朝一夕になし得るものではないと思っております。町としましては、長期的な視点を持って着実に取り組みを進めていく所存でございますので、今後とも、議員を初め議会のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、まず初めに、認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入についての再質問はございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　39の市町村、自治体のうち、昨年度より認知症高齢者等個人賠償責任保険を導入されました隣の久留米市の取り組みを調べてみました。

久留米市では、認知症の人とその家族を支援する上で、認知症の人が他人や他人の財物を傷つけたりして法律上の損害賠償責任を負う場合に、公的な救済制度がない、また踏切の数が多い地域であることと相まって、保険制度を検討し、昨年度よりこの事業を行うようになっていきます。

保険加入要件に、認知症などによる行方不明時の早期発見、保護を目的とした事前情報登録制度「久留米市高齢者あんしん登録制度」への加入があります。保険加入を契機に登録者数もふえ、保険制度の周知が民生委員、社会福祉協議会など地域で見守ることへの対応を考えるきっかけにもなったそうです。保険料は、年額1人当たり1,980円を全額市が負担、補償金額も1事故当たり最大3億円で、被保険者にかわって保険会社が示談交渉を実施するサービスつきです。

他の自治体では、示談交渉支援が含まれていない保険の場合、示談交渉を家族自身が進めることが難しい場合があり、今後は、示談交渉支援サービスつき

に切りかえていることを課題としているほかの自治体もありました。

これからますます高齢者も認知症の人もふえていきます。民間の個人賠償責任保険の周知、普及も必要ですが、大木町でも高齢者認知症の人への対策を考えていただけないでしょうか。

以上です。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 野口議員の再質問にお答えいたします。

認知症の方の数ということで申しますと、大木町においては、現在、要介護認定者数609人のうち、医師の診断で認知症の所見を見られる方、7段階あるんですが、所見があっても生活上自立をされてあるという方を除いた、何らかの認知症で介助が必要という方の数については492人おられます。

個人賠償責任保険の加入につきましては、久留米市が、今言われましたとおり、昨年10月から制度を導入したということで、1人当たり約2,000円ほど、数にして550人程度を見込んだ予算を組まれてあるというのを私も確認しております。

認知症の方の起こり得る事故として、大きなものでいえば、こういった事例があるとおりに鉄道事故が考えられると思います。ほかにも交通事故等あると思うんですが、そういった場合については、自動車保険等の該当になるかと思うんですが、鉄道事故のリスクを考えた場合、やはり認知症の方も当然ですが、ほかにもそういった事故が起きる可能性もあるかと思っています。

認知症の方については、これからますます増加を考えるということはありませんので、これは、日本国内、地域ごとに大きな差は余り生じないとは思っています。

本町においても、先ほどのように492人と申しましたように、率にして12.3%、国は、今現在7人に1人ということで率にすると14.3、さほど変わらない数字かと思えます。

私も思いとしましては、当然、認知症の方、それからその家族の不安や負担、リスクの回避について、保険に加入すると安心ということはあると思いますが、認知症の方の増加のことを考えれば、介護保険制度の中で、やはり介護保険サービスと同様に何がしらかの賠償責任制度の構築をそこで行ったほうがいいのではないかと、国のほうにおいても、現在のところまだ会議等で慎重な意見の取りまとめもされておりますし、そのような状況を踏まえれば、やはり先進自治体のそういった加入自治体のケースは当然精査し、研究をさせていただきますが、まずもって本町においては、そういった保険の内容もかなり見直しもされておりますので、保険の加入の普及、それから他の自治体の状況を踏まえるとともに、介護保険制度の中でこういった補償制度も構築できるよう、国のほうに要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長　認知症高齢者等個人賠償責任保険の導入について、3回目の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　課長の国の施策動向を見ながらということで、なかなか町独自で進めるのは難しいのかなと思いますが、ちょっと一応、私ももう一つ質問というか意見を考えておりましたので、述べさせていただきたいと思えます。

大木町の取り組みで、認知症サポーター養成講座でサポーター数が825人と広がっている、その実績は、大木町が認知症支援に取り組まれていることだ

と感じます。

先日、ちょうどこっぽーっとホールで、老人クラブ連合会主催と思いますけれども、「認知症予防に役立つ生活の知恵」という講演会があっただけで、たまたま私もそこに同席することができたんですが、その中で、講師の方が徘徊のことをお話しされており、徘徊というが、本人は外出する理由がある。目的がある。本人は、もう退社してしまった会社に出社したり、子供が通っていた保育園に迎えに行ったりということで、周りの人には理解できずに徘徊と捉えられてしまう。本人には目的があるということをお話しされていました。このことを大牟田市も理解されており、徘徊という言葉を使わないで認知症に対応されてあるということを知りました。

このように、認知症の人を理解する必要性を感じます。同じように認知症の親を持つ家族への理解も必要だと思います。保険制度だけではなく、対応策としてです。

私の経験をお話ししますと、高齢者等徘徊SOSネットワークを利用しなくちゃいけないような状況になったとき、この美しい掘割のまち大木町が、急に大変恐ろしい水沼のまちと感じました。至るところに堀があり、雨上がりであれば滑りそうで、とても恐ろしいことを想像しました。そういう事故はゼロではありません。それと同じように、ふだんは便利な西鉄電車も、その線路や電車が急に大変恐ろしいものを感じました。

昔は、久留米から線路を歩いて帰ってきた。そのような高齢者の戦後間もないころのお話を聞かれたことはないでしょうか。大木町の踏切の数を数えてみたら15カ所ほどありました。それは15カ所の入り口があるということです。大変ここは大事な数字ではないかと思います。

今、福祉課が取り組んであります対策の一つの認知症地域支援推進員さんを

中心に、この大木町の現状とかいろいろなことを把握されて、誰もが認知症になり得る社会に向けた安全で安心な暮らし、優しいまちづくりを目指して、一層の対策に取り組んでいただくことを必要に感じます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 よろしいですね。

野口裕子議員 はい。

議長 それでは、次に、2点目の社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進についての再質問はありますか。野口裕子議員。

野口裕子議員 地域学校協働活動により地域人材の掘り起こし、また、多様な学びの場のためにも多くの地域住民や保護者にかかわってもらえるような仕組みの構築を考えてあるとのことにより新たな教育の広がりを感じます。

私は、教育の場を学校教育、生涯教育と分けてあることに疑問を感じております。というのも、人の人生で見ると、生涯教育の中に学校教育という一部があると思います。生涯教育の期間は一般的に大変長いものです。答弁にありますように、地域学校協働活動で地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、そして地域も創生すると言われましたが、生涯教育の位置づけはどのように考えられておりますでしょうか。

また、先日、社会教育委員の研修で、筑前町の実践報告で「筑前町子どもの約束」作成の諮問を、町の教育委員会から町の社会教育委員の会に諮問され、1年後に答申、7つの約束を提言されておりました。毎年、子どものつどいで齊

唱し、大声大会を開催されている活動報告がありました。内容は、「あいさつ」「生活習慣」「感謝」「思いやり」「命」「郷土愛」「こころざし」です。教育委員と社会教育委員のこの関係性に、他の自治体からも質問が上がっていました。

今後、多くの地域住民や保護者の方々にかかわってもらえるような仕組みの構築へは、教育委員、社会教育委員の役割も大変重要なものと考えます。その点についても伺いたします。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長　2番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

大木町の文化祭が先月行われましたね。あそこには、大木町の人たちのそれぞれ自分の人生を豊かにする絵画や彫刻から生花、そういった作品が非常にたくさん、素晴らしい作品が展示されていました。それから、あの中に各まちのサークル、本町で開催されているサークル、この中で、やっぱり自分の趣味を追求していくそういったサークルが30幾つかあります。こういった自分の人生を豊かにする、そういったこういうまちのサークル、それから自分の趣味を追求する人たち、こういった学びの場をやっぱり子供たちの場にも生かしていくということも非常に大事だろうと思います。

これからの新しい教育のあり方については、社会に開かれた教育課程というのがあります。これは、これからの社会を担う子供たち、学校教育でどんな子供を育てるのか、これを地域と共有していく。そのための教育のあり方を学校と地域が共有しながら、それぞれの人材とか、学びの資源とかを学校に提供し

ていく、そういったこれからのあり方が問われていると思います。

そういった意味でも、本町で今、行われている生涯学習と申しますか、皆様方の貴重な教育の場の財産を、自分の学んだことをまた学校教育、地域づくりに生かしていただく、そういった学習の往還というのが非常に必要だろうと思います。よろしいですか。

私もかつての自治体の中で、土曜日の授業を、土曜日の子供たちの活動を保障する企画に携わったことがあります。子供たちの土曜日の活動で、さまざまな自然体験あるいは集団の遊びの体験、創作活動、これについては地域の人材、すばらしい人材がたくさんいらっしゃいますので、そういった方の知恵とか技とか、そういったものを活用して子供たちに活動の場を保障していただく、学びの場を保障していただく、そういった大人の方の生涯学習の財産を子供の育成の場に生かしていただく、そういった地域づくりが今後求められてくるだろうと思います。よろしいでしょうか。

以上で、2番、野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進についての3回目の質問はございますか。

野口裕子議員 すみません。社会教育委員さんの立場の質問が、聞いていませんけれども。

議長 社会教育委員さんの役割の部分ということで。

野口裕子議員　　はい。

議長　　じゃ、そちらのほうは、野田生涯学習課長のほうに答弁を求めます。

生涯学習課長　　再質問にお答えいたします。

大木町のほうも社会教育委員会の会がございます。社会教育に関する計画の立案なり、調査研究を行うというのが一応目的ではございますけれども、現在のところ、構成としましては、学校関係者いわゆる学校の校長先生、それから社会教育団体の関係の皆さん、それから家庭教育、そして学識経験者の方々でおおむね10名ぐらいで構成しているわけですが、今のところ年2回開催させていただいております。

年度の終わりと年度初めに、それぞれ来年度の事業計画、それから前年度の実績報告を事務局よりご説明して、ご意見をいただくというそういった取り組みとか、そういった役割を担っていただいているわけですが、議員のほうからご紹介がありました筑前のお話ですが、私、そのこと自体は存じておりませんが、教育委員会から諮問を受けて、社会教育委員会のほうで、そういった社会教育に関するいろんな調査研究を行っている自治体があるということも存じておりました。

私たちの本町においては、そういった事例について、私が知る限りでは今、行われておりませんが、今後、先ほど答弁いたしました地域学校協働活動については、学校と地域と家庭が一体となって取り組むということでございますので、その辺については、いろんな課題の共有化と取り組み、方向性についても連携を図っていくということは必要かと思っております。

今後、社会教育委員の会のほうでも、こういった取り組みについて十分ご説

明して、取り組みについてはご理解と協力をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長　それでは、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進についての3回目の質問をお願いします。野口裕子議員。

野口裕子議員　この地域学校協働活動というのは、以前のコミュニティースクールのまた流れにあるのでしょうか。

この取り組みが、学校を中心にまち全体が教育の場という形に流れていくのか、そのあたりもあるんですけども、豊後高田市の取り組みで本当にすばらしかったというのは、首長それから教育長が一体となり、本気で大人の本気を見せたというところに評価があると思うんです。その行政の本気が市民や保護者を本気にさせ、その連鎖を起こした。

地域総がかりとなるには、行政一体の本気が問われると思います。どうぞ私たち地域住民を巻き込んで、地域総がかりで子供たちに生き抜く力を育てていただきたい。そのためにも、町民の生涯学習の場、私たち大人もその学んでいく姿を見せなくちゃいけないでしょうし、その場の提供であったり、子供たちにかかわる場であったり、そういう場をまち全体で見せてほしいと思います。意見ですけれども、何か答弁いただければ、よろしく願いいたします。まち全体で取り組んでいただきたい。

議長　では、答弁を許します。境町長。

境町長　　2番、野口議員のご質問の件ですけれども、ちょっと具体的に今すぐ方向性を示せと言われても、なかなかちょっと難しい問題かなというふうに思っております。

生涯学習というのが、もちろんサークル活動があったり、地域活動があったり、学校を中心にした活動があったり、いろんな多岐にわたっているというような状況もございますし、ただ野口議員が言われたように、町が本気度を見せると、そうすることで地域も動くし、住民の皆さんも協力をするし、それを学校にも伝えると子供たちにも非常にいい影響というか、そういうのが出てくるんじゃないかという、そういうご提案だと思うんです。

それ、ちょっと具体的にどういう形でというのは、今、お答えできませんけれども、野口議員が言われたように、やっぱりそこら辺でまちが一丸となって、何かそういうような方向性をもう少ししっかり考えろという、そういう意味においては、しっかりご指摘については受けとめさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長　　それでは、3点目の男女共同参画審議会の役割とはについて再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　同じように審議委員の役割というのは、町を担う大切なところに位置するものと思いますけれども、町の目指す男女共同参画社会の実現に向けて、課長がおっしゃったように、それぞれの立場でチェックし、より効率的、効果的に実現していくために意見や提案を出していくという答弁だったと思います。

おっしゃったように、限られた時間内での審議は、すり込まれて育った固定

観念や意識を変えていくのは本当に難しいもので、審議委員も日ごろよりお互いを認め合い、それぞれ活躍できる社会を意識し、審議委員中心に広げていくこと、審議会のみならず、大変重要なことと思います。

答弁に紹介されました女性による元気な地域づくり応援講座事業ですけれども、「私の好きをカタチにする」クリスマスマルシェがWAKKAで開催され、この内容をちょっぴりご紹介いたしますと、出店する妻に看板を手づくりで協力されたご夫婦や、子守を任せパンづくりに楽しむ親子、お父さんと子供さんです。また、この企画自体が、出店したい人とまたそれをサポートしたい人と、お互いのやりたいを認め開催されました。スタッフも手探りで、そのときそのときを柔軟に対応しながら進め、会場一つにしても、託児つきにするためにWAKKAだったり子育て支援センターだったり大変な運営を任せられました。

それぞれの受講生も、お互いの意見をぶつかり合わせながら、この会を成功させるために解決しながら頑張ってきて、16日にあすばるのほうから修了証を授与される閉校式がありました。その席には、町長、課長にも出席いただき、受講生の達成感と感想の言葉に、一つの大木町の希望が見えたと感じています。実行委員も、この経験が町民とのつながりを築けた、財産がつくれたと感じております。

このように、思うに、男女共同参画推進対策として、例年どおりの事業をいつものようにチラシを配り、いつものような人を集めて繰り返すのでは進展が少ないのではないのでしょうか。実際、今、何が必要か、誰に発信するか、それも町民に届く声で言葉で企画していくことの大切さを改めて考えたものです。そして、それを考えていくのが審議会の一つの役割だと思います。

もちろんこのことは長期的な視点で取り組む必要はありますが、長期的に考えていますと、町の取り組みはおくれてしまうおそれがあると思います。

大変抽象的な言葉で申しわけないですけども、もう一度課長、答弁をお願いいたします。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 2番、野口裕子議員の再質問のほうにお答えさせていただきたいと思えます。

もうまさしく議員おっしゃるとおりで、もう世の中いろんな部分で変化が目まぐるしくあっております。そういった中で、この男女共同参画をどういったふうな形で取り組むかということについては、もうまさしく議員おっしゃるとおりでございまして、その時々を対象をどうするのかとか、内容をどうするのか、これ、非常に吟味が必要なところではないかと思っております。

ただ、私が今思っておりますのは、まず審議会の委員の皆様方が、本年初めてご参集いただいて取り組まれていらっしゃる方々でございまして、まずは委員の皆様方と一緒に、じゃ、この男女共同参画というのがどういった本質的な部分を秘めておるのかということも含めて、研修のほうをさせていただきたいなというふうに考えております。

そうした中で、審議会委員の皆様、これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、資質を向上することでそういった新たな取り組みについての発想とか、そういったご意見等についても高度化していくのではないのかなというふうには考えてございまして、一応、今年度のもう一回予定しておりますのは、審議会委員さんともども私たちと一緒に研修をさせていただきたいというふうに考えております。

そういったことで、今後のいろんな世の変化に対応していくべく、男女共同

参画に根気強く取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員さんもよろしくご協力のほうお願い申し上げまして、答弁のほう終わらせていただきます。

議長　最後に、男女共同参画審議会の役割、3回目の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　重なる部分もあるかと思いますが、今回の質問で、町長が目指す町民との協働のまちづくりに、人材の大切さ、人づくりの大切さが改めて考えられると思います。

町長に最後にお尋ねいたします。残念ながら、第1回目の審議会には他の公務のため出席されず、審議委員に直接委嘱状を交付されることができませんでした。そのため、審議委員、審議会への町長の期待の言葉を受けることができずに大変残念に思っております。よろしければ町長も、条例制定後、審議会への言葉をお伝えしていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　野口議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画審議会につきましては、本当にこれから男女共同参画を進めていく上で、本当に中心的な役割を担っていただく、そういうような存在だというふうに思っています。審議会のご意見、もしくは私のほうから諮問した分について答申をいただくとか、非常にそういうような重要な役割を担っていただいておりますので、ぜひ本当に審議会においてはそういう役割を担っていた

だくということで、しっかり男女共同参画社会に向けた、そういう具体的な提言なりをやっていただきたいと思えますし、委員さん自身も、そういう男女共同参画に向けて、具体的にいろいろご支援いただければありがたいかなというふうに思っております。

審議会においては、ぜひぜひ議員おっしゃるように、やはりその時々課題、何をすべきなのか、何をするのが効果的なのか、そこら辺をしっかりとご検討いただければありがたいかなと。よくPDCAと言われます。毎年やってみて、プラン・ドゥー・チェック・アクションという、そのループをイメージしながら、具体的に何をすべきなのかということ、その中で具体的に協議いただければありがたいなというふうに思っております。

先ほど野口議員のほうからご紹介ありました女性元気塾のこと、最後の会議に私のほうも参加をさせていただきました。野口議員が実行委員長をやっていたので、参加している皆さんが本当に口々に、中には涙を流されながらチャレンジしてよかったと、そういうような感想を言われていました。参加されている方たちの、いわゆるまちの中で何らかの形で活動するというか、そうすることでやっぱり自分のかなえたいものを実現したという、そういうような機会であったということで、皆さん非常によかったというような感想を述べられておりました。

私も率直に、最後に参加させていただいて、大木町は、女性は意外と活躍今までされていると思うんだけど、やっぱりもう一つステップアップする必要があると、その一つの元気塾というのは、今まで余りまちづくりとかそういうところに参加されなかった、余り姿が見えなかった方たちが実際自分たちでやってみて、そういう姿を見せられたというような新しい動きでしたので、ある意味、令和元年は、次の女性参画社会に向けての元年になるんじゃないかと

いう、そういうような期待も持たせていただいたところでございますし、やはり男女共同参画、何といてもそういう女性が活躍する場とか、元気な場を具体的に積み上げていくことじゃないかなというふうに思っています。

それが当たり前の姿になって本当に男女共同参画社会というふうに言えるんじゃないかなというふうに思っているので、そういう意味では、そういうような女性が輝けるような、活躍できるようなそういう場づくり、そういう取り組みについては、町としても一生懸命ご支援をさせていただけたらなというふうには思っております。

以上で答弁終わります。

議長 以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、徳永伸行議員の一般質問を許します。徳永伸行議員。

徳永伸行議員 9番、徳永伸行でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、本町におけるインターネット回線について、それと簡易トイレ設置条件について、それと公衆トイレ、休憩所を堀割に設置できないかということ、3点について質問させていただきます。

まず、本町におけるインターネット回線についてですが、ことしの6月、第4回定例会でも益田議員のほうから一般質問をしてありましたので、やめようかなと思ったんですが、また最近、農業者または商工業者の人から背中をつつかれましたので、もう一度質問させていただきます。

そのときの回答にもありましたが、8年前より大木町には光ケーブルの設置予定はないということで、CRCC、くーみんテレビと契約し、ケーブルテレ

ビ回線を使った光ハイブリッド方式を採用して利用を推進してこられました。現在、30%くらいで契約をされていますが、当初、光ハイブリッド方式では、最大160メガビット・パー・秒でありましたが、現在の計測では、久留米市で平均96メガビット・パー・秒、大木町では30メガビット・パー・秒となっています。インターネット人口により回線容量が足りなくなって、スピードが落ちてきたものと思います。

配付してありますデータを見てもわかるかと思いますが、真ん中のところの平均速度ですけれども、朝はダウンロードが58メガ、それからアップロードが6メガ、それで夕方、ダウンロードが26メガ、それから夕方はアップロードが2.3メガというふうな状況になっております。回線容量が足りなくなってスピードが落ちてきたものと思います。

インターネットの世界は急速な発展を遂げ、5Gと言われる時代となっております。11月に視察研修で訪問したウーマンメイク株式会社では、ハウス全体をコンピューターで管理しリーフレタスの栽培を行っていました。インターネット回線をどこまで活用されているかは聞かなかったんですけれども、省力化されています。これは、農業をやっている者からしたら決していいとは思わないんですが、一つの手段だと思えます。

最近では、農業でもインターネットを活用して田んぼ、畑と携帯電話でつながり、生育管理する時代になってきております。大木町ではまだ見かけませんが、一部先進地域では、家にいながら圃場の状況を監視することができるような状況になっております。インターネット回線を利用して、大雨のとき河川の水位を監視して、洪水警報などの情報提供に活用されていることは広く知られております。個人の家でも見るのが可能です。私も、熊本地震のときなんかは、道路状況なんかをちょっと知るためにライブ映像を見ようとしたけれども、

うちではちょっと無理でした。

光ハイブリッド回線、くーみんテレビを利用しておられるところでは、インターネット回線を利用して動画を見ておられるところも多々あると思います。ただ、時々とまるそうです。回線が混雑して、ダウンロード時間が遅くなっているからだと思います。そのような状況の中で、ICT、IoT時代についていけるのでしょうか。おくれていくだけではないのでしょうか。

当初、光ハイブリッド方式は、光ケーブル回線より早いと言われていましたが、今では、光回線の平均速度は188メガとなっております。時の経過とともに早くなっています。光ハイブリッド回線では、ネット人口の増加とともに遅くなっています。データを見てもらうとよくわかるかと思います。

これからの時代は、人口減少に向かっていく中、IT、ICT、IoTを活用し、省力化、効率化をしていかなければ生き残れないのではないのでしょうか。農業者、商工業者など幅広い方々から光回線の導入の要望があっております。多分、町にも届いているかと思います。CRCと契約を見直す時期に来ており、光回線を導入することはできないもののでしょうか。今のうちに乗りかえできれば、トライしてもいいんじゃないかなと思います。

次に、簡易トイレ設置条件について。

現在、園芸農家のハウスの周辺に簡易トイレを設置してあるのをよく見かけます。話を聞くと、近くにトイレがなく、その都度家まで帰らなければならない。そのために、簡易トイレを田んぼの作業場の近くに設置していると、時間の節約と我慢をしなくていいようにしているとのこと。

簡易トイレ設置には町から補助ができるが、浄化槽を埋めて四方を塞いだ簡易トイレには補助が出ないということです。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、簡易トイレというのは、夏場は非常に使いづらいものがあります。小屋のよう

なもので簡易トイレなので、補助の対象にできないのかということをお伺いしたいと思います。

次に、2番目の質問と関連するんですが、公衆トイレ、休憩所を掘割に設置できないかということです。

いろんなところで簡易トイレが設置されておりますが、見かけのいいものはありません。2016年3月の議会で一度一般質問をしておりますが、町内の掘割に数カ所公衆トイレを設置することはできないものか。

前回にも話ししましたが、三瀨町のほうへ車で行きますと、高三瀨のほうをちょっと過ぎると田んぼの真ん中に設置してあります。また、西牟田のほうに行っても、大角の先のほうかな、幹線水路と思われるところに公衆トイレと休憩所ができております。私も以前、利用したことがあります。意外ときれいなものでした。

大木町では、さるこいなどまちの行事のときなども利用できるかと思いますが、再度検討していただけないでしょうか。

以上質問いたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 9番、徳永伸行議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、1、光回線とケーブルテレビ回線、変更することは不可能かというご質問と、3、公衆トイレ、休憩所を掘割に設置できないかについて答弁させていただきまして、2、簡易トイレ設置条件については産業振興課長が答弁いたします。

本町の高速情報通信網の整備につきましては、今や重要な社会基盤の一つと

なった情報通信基盤の地域格差を解消するために、平成21年に、通信速度やイニシャルコスト、ランニングコストなどを比較検討した上で、株式会社CRCCメディア、通称くーみんテレビを通信事業者に選定し、光ハイブリッドケーブル方式で整備を行いました。

これまでの経緯につきましては、6月議会で、益田議員のほうからご質問いただきました。説明させていただいておりますので、今回は省略をさせていただきますが、議員ご指摘のとおり、使用環境などに左右される理論値ではありませんけれども、当時の通信速度としては、NTTの光ファイバー回線が、下り最大通信量で100メガビット・パー・セコンドであって、CRCCメディアの光ハイブリッド回線が、下り最大通信量として160メガビット・パー・セコンドということではほとんど遜色がございませんでした。

しかし、今日では、光ファイバー回線の下り最大通信量は、1ギガビット・パー・セコンドというのが標準化しております。通信速度の格差が顕著になってきております。また、高画質動画の視聴提供や利用者の増加など、情報通信量が年々大容量化している中で、町へも「画面展開が遅い」「きれいに表示されない」といった問い合わせ、「どうして町は光ファイバー回線を整備しないのか」という整備要望など、少なからず住民の皆さんからご意見をいただいております。

このような状況を踏まえ、ことし3月にNTTとの協議の場を設け、改めてNTTが光ファイバー回線を整備する計画がないことを確認した上で、どのような整備運営手法があるのか、それにはどれくらいの自治体負担が必要となるのかなどについては、見積書と提案書を提出していただき、継続して協議、検討を進めているところでございます。

しかしながら、仮に光ファイバー回線を整備することになっても、光ハイブ

リッド回線が、久留米広域定住自立圏事業として国の補助金を活用して巨額な費用を投じて整備した通信網でございますので、法定耐用年数約14年を前に譲渡や廃棄などの財産処分ができないということや、CRCCメディアとの通信網の貸借に関して、通信事業者の同意なしに一方的に廃棄し得ない契約、IRU契約が来年度末に期限を迎えるとはいえ、一定の利用者がある間はサービスを継続していく必要があるということから、当面の間はCRCCメディアとの契約を継続して、光ハイブリッド回線を維持管理していかなければならない状況でございます。

また、施設が老朽し、最終的には光ハイブリッド回線の処分そのものを考えなければならず、その際にも相当の負担を要するという事も考えられます。これらの課題に加え、何よりも久留米広域定住自立圏事業として取り組んだ経緯があることから、久留米市とも今後の方針や歩調を合わせていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしましても、町民の皆さんからの要望が多いことは承知しておりますので、引き続き光ファイバー回線の導入に向けての鋭意努力をしてまいり所存でございます。議会におかれましても、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、3、公衆トイレ、休憩所を掘割に設置できないかについてお答えいたします。

本年10月開催の第15回さるこいフェスタでは、徳永議員の地元である上八院を初め、木佐木校区8行政区などの協力を得て、好天のもと約9キロのコースに約650名の参加者があり、行政区ごとに趣向を凝らした草花による景観づくりや飲食物の提供によるおもてなしをしていただき、参加された皆さんから多くの感謝と満足の声をいただいたところでございます。また、その中に

は、議員ご指摘のとおり、トイレの数が少なかったとのご意見も多く寄せられたことは報告を受けております。

観光資源の乏しい本町において、掘と田んぼに加え、地域で管理されたケイトウやコスモスなどの草花が織りなす美しい景観や地域の暮らし、文化、おもてなしの心を資源に多くの人を呼び込むさるこいフェスタをさらに充実発展させていく上では、議員ご指摘の休憩用のベンチやトイレなど、整備を検討していくことも必要ではないかと考えております。

しかしながら、固定的な施設整備となれば、設置する場所の問題、整備に要する費用にあわせ、日常的な維持管理がとても重要になってまいります。このことから、まずは、イベント開催時に必要とする簡易トイレは、リースで配置するなどによりとりあえず対応することとし、固定的な施設整備の是非については、希望される地域住民の皆さんと、設置した後の維持管理を含めてしっかりと協議を重ねていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 9番、徳永伸行議員の一般質問にお答えいたします。

お尋ねの簡易トイレの設置補助につきましては、平成30年度より、施設園芸農業労働環境改善支援事業といたしまして、施設園芸を営む農業者の労働環境改善を目的に実施をしております。補助額は、事業費の4分の1で、5万円を上限としております。

この事業の対象者は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者または認定新規就農者で施設園芸を営む者としておりますが、自宅と農地が離れており

ます新規就農者が多く申請をされており、平成30年度の実績では7件、今年度は現在のところ1件の事業申請を受け付け、そのほかに相談が1件あっている状況でございます。

本事業の補助対象はあくまで簡易トイレとしており、浄化槽を設置したトイレについては対象外としております。これは、浄化槽を設置する場合は県への設置届が必要となりますが、その許可要件として、簡単に移動ができる建物ではないこと、つまり基礎工事を有する建築物として建築確認の許可を求めています。

また、農業用施設の場合は、農地に建物を建てるのが許されるケースがありますが、農業委員会の判断といたしましては、浄化槽の埋設に伴う配管工事や基礎の打設など農地に大きく手を加える工事となるため、原状回復が必要となった場合に支障となるおそれがあることから、許可には慎重な姿勢がとられております。このようなことから、農地に余り手を加えることなく、容易に設置、撤去ができる簡易トイレのみ事業対象としているものでございます。

以上、9番、徳永伸行議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の光回線とケーブルテレビ回線、変更することは不可能かということにつきまして再質問ございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　大体の内容は理解しているつもりでございます。

私は、ADSLをそのまま昔から使っております。当初、くーみんテレビに切りかえの話が来ましたが、光ではないということとメールアドレスが変更になるということで、くーみんさんとの契約はしておりません。私の場合は、そういう動画を見るというのは余りやっていませんし、テレビについては

受信設備を、ちょっとブースターを入れたりして映りがよくなるように変更したばかりだったので、契約はしなかったんですけども。

最近、5Gのことがよく話題になるようになっていきます。ちょっと調べたところ、総務省の発表によると、今月、第5世代移動通信システムの電波を地域限定で企業や自治体に割り当てるローカル5Gを12月に制度化し、免許申請の受け付けを開始するそうです。

5Gは、4Gより電波の届く距離が短くて、建屋内近距離でしか利用できないと、そのため、地方への設置の普及にはかなり時間がかかるだろうと、いくつか業者を選定してあるみたいですけども、その業者が普及に施設を増強していても時間がかかると。それで、そのために電波使用のローカル5Gを12月に制度化し、免許申請の受け付けを開始するそうですけれども、来春にも5Gの商用化が始まるとのことです。もう5G時代はすぐそこまで来ておりますので、早く決断しないと取り残されていくばかりだと思います。

くーみんテレビでの光ケーブルハイブリッド回線、これがどこまで耐えられるかは知りませんが、十分な活用まではいかないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどのように考えてあるんでしょうか。もしよければ、わかる範囲で。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 徳永議員の再質問にお答えいたします。

光回線の必要性については、答弁でもお答えいたしましたように、6月にも益田議員のほうからご質問をいただいています。

本当に住民の方から、この必要性については多くの意見を寄せられています。

お話を伺うと、例えば、大木町に移住してくる際の条件として、光が来ていないから選択から外れるとか、あと、もう事業所、企業においても、光がないと全く仕事ができないとか、そういうようなご意見等も伺っておりますので、私は、もうとにかくこの光回線の整備というのは、町にとって非常に優先順位の高いものではないかなというふうに考えています。

ただ、答弁でもお答えしましたように、現在、ハイブリッド方式、くーみんのほうでC R C Cのほうで整備しております分についてでございますので、その光ハイブリッド方式のすみ分けをどういうふうにしていくのか、最終的にどのような形で光に移行していくのか、あと、久留米市と一体的に整備をしまして、この間久留米市長と話をしたら、久留米市においても、やはり今のハイブリッド方式に関しては、地域のほうから非常に不満が多いということで、ぜひうちも早く考えたいというようなお話をされておりましたので、久留米市のほうと足並みをそろえながら、できれば国のほうの助成とか、そういうようなものも含めて要望してまいりたいというふうには思っておるところでございます。

いずれにしても、そういういろいろ課題がございますけれども、議会の皆さんと協議しながら、何しろ多額の費用がかかりますから、議会のほうともご相談しながら、るるこの分については進めていきたいというふうに考えています。

5 Gの問題については、ちょっと私も十分詳しい情報を持っているわけではございません。ただ、5 Gを待って、光回線が必要ないかということにはならないんじゃないかというのが大方の見解のようですので、光回線は光回線でやはり必要だろうという、そういうようなご意見をいろんな方からお伺いしておりますので、5 Gを待つということではなくて、光回線については必要だろうというそういうような認識を持っています。

5 Gに関しても、普及するためには多額の費用がかかるというふうに聞いて

いますので、まず普及するとすれば、都市部の採算地域から当然始まってくるんだらうというふうに思っておりますので、5Gについては、今後の成り行きについて十分注視をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 光回線とケーブルテレビ回線、変更することは不可能かについて、3回目の質問でございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員 私も5Gについてはまだまだわからないことばかりなんですけれども、きのうのニュースでも、NECが取りかかるというようなことをニュースで流れていましたので、できれば早いことできないものかなと一つ思っております。光ケーブルについても、できるだけ前向きに検討していただくようお願いして私の質問を終わらせていただきます。

議長 それでは、2点目の簡易トイレ設置条件についての再質問はございますか。

徳永伸行議員 この件については、一応、以前農業委員会にもかかわっておりましたのでわかるんですけども、何とかきれいなトイレが設置できるような方法がないか、再度検討をお願いして、もう質問というよりもお願いにかえさせていただきます。

議長 それでは、3点目、公衆トイレ、休憩所を掘割に設置できないかについての再質問はございますか。

徳永伸行議員　この件については、先ほど言いましたけれども、2016年に一度質問をしております、そのときも地域の協力があればという話ありました。

ただ見てみると、最近になってハウスの横にぽつりぽつりと建っております。やっぱり統一されたきれいなトイレがあったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、ちょこちょこ建てる必要はないと思うんですけれども、地区に1カ所ぐらいずつ、そういうことは前向きに検討できないでしょうか。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　徳永議員のご質問にお答えいたします。

徳永議員が言われることはよくわかります。堀割のまちとして、堀割とかを観光資源として多くの方に来ていただいて、トイレもないというのはちょっとどうかなという、そういうご質問だと思います。トイレとかあれば安心して散策もできるしということだと思っておりますけれども。

ただ、一般的に浄化槽を設置してトイレを設置するということになると、公衆トイレというのは物すごく人槽が膨らんでくるんです。恐らく便器を2つ、3つぐらいつけるだけでも、浄化槽としては数千万の費用がかかってくるという初期投資の問題がございますし、あとはやっぱり維持管理です。もうトイレもほったらかしておくと、すぐもう大変な状況になってしまいます。やっぱり毎日もしくは少なくとも数日に1回はきちんと清掃管理をする必要があるという、そういうようなことも当然必要になってくるということでもありますので、投資額であったり維持管理のことを考えると、町内のいろんな地区にト

トイレを配置するという計画というのが、なかなか現実的には考えづらいというのが現状でございます。

それと、あと例えば、今度古賀地区につくったみんなの広場、あそこにもトイレがないというお話をいただきまして、トイレをつくってくれというご要望もいただいています。先ほど申し上げましたように、トイレをつくとやっぱり数千万の費用がかかるということで、これも単費で負担しないといけないのでなかなか厳しいと。もう少し負担の少ない方法でできないかという今、検討しているところであるんですけれども。あと、八町牟田のお宮の広場にしても、あそこトイレつくっているけれども使えないんですよ。浄化槽がもう壊れていて。あそこもやっぱりつけかえるとすると数千万かかるという、そういうような状況があります。

いずれにしても、まずは公園とかそういうところについていないところをどうにかできないかとか、そういうところをまずは検討しないといけないのかなというようなことは、ちょっと考えているところでございます。

以上でございます。

議長　　最後、公衆トイレ、休憩所を掘割に設置できないかについての3回目の質問でございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　　十分費用がかかるというのもわかっておりますし、管理上の問題もあるんじゃないかというのも理解しているつもりです。

ただ最近、あぜ道に昔はよくあったんですけれども、今ないということで、多分大木町の道の駅、あそこのトイレを利用しておられるんだろうと思います。あそこまで行くにも、いろんなどころから、外れから来るにはちょっと遠いと

いうこともありますので、できれば前向きに検討していただきたいという要望で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長 以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時40分といたします。

休憩 14時26分

再開 14時40分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 12番、中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今回は、家族経営協定の推進と締結の進捗状況について、また、大莞小学校中庭護岸崩壊後の復旧工事計画について、以上2点について質問させていただきます。

まず、家族経営協定の推進と締結の進捗状況についてお尋ねいたします。

3月議会において、男女共同参画推進条例の進捗状況を質問しております。そのときに家族経営協定についても少し触れさせていただきましたが、失礼、3月議会じゃなくて6月議会でしたね。今回改めて質問をいたします。

前回のときもなぜ質問するかということでもちょっと話をしたと思いますが、

新規就農者等がふえる中で家族の中での話し合いとかがなかなか進まず、お互いに理解ができなくて、アスパラ農家の方々の離婚、それから、家族一緒に住めないということで家を離れてアパートに住んで通勤をしている、また、別の屋敷に別居して家を建てると、そういった事例がたくさん出てきておるのが現状でございます。そういったことで質問させていただきます。

男女共同参画推進の中で、女性の経営管理能力の向上のための支援、家族経営協定締結の推進、認定農業者に対する男女共同参画の研修、女性リーダーの育成及び農商工団体における役員の登用促進等の支援を行うとあったと思います。

現在、働き方改革、女性の活躍推進と国を挙げての取り組みがなされております。農業のまち、大木町においても、農家の働き方改革、特に女性、若者にとって家族経営協定締結は、農業経営に当たって経営改善、女性の活躍、地位の向上を初め、家族経営体の維持発展、経営の継承、家族労働での働きがいを感じ、みんなが働きやすい就業環境をつくるなど、大きな役割を果たしております。

本町においては、新規就農、参入、親元就農者もふえる中、働きやすい農村、農家の環境整備をすることが大切であることから、家族経営協定締結推進の現状と課題について、次のとおりお尋ねいたします。

1、本町においての締結推進計画と、どのような推進行動をなされているのか。

2、今年度の締結農家戸数と開始からの年度別締結戸数はどのように推移しているのか。

3、今後、家族経営協定締結に向けての課題と普及活動をどのように考え、推進していかれるのか、以上3点をお尋ねいたします。

次に、大莞小学校中庭護岸崩壊後の復旧工事計画は。

大莞小学校中庭運動場がことし6月から8月にかけて崩壊したことは、町長もご存じのとおりであります。学校中庭は児童だけではなく、祭り等々、校区民のほとんどの方々も利用されます。また、水路は幹線水路ということで、来年、梅雨時期においては、大雨による二次災害の発生をも危惧されます。児童、地域住民の安全確保と災害防止に早急の復旧工事が求められますが、現在どのような対策を考えてあるのか、また、今年度は災害復旧事業として取り組みやすい状況の中でなぜ災害申請をされなかったのか、以上2点についてお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、家族経営協定の推進と提携進捗状況はについて答弁させていただき、大莞小学校中庭護岸崩壊後の復旧工事計画はについては、建設水道課長が答弁いたします。

家族経営協定は、家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもので、これは我が国の農業が家族単位で営む家族経営が大半を占めていることから本協定制度が開始されたと承知しております。

まず、①本町においての提携推進計画はどのような計画なのか、また、どのように推進行動をなされているかについてお答えいたします。

本町における家族経営協定を推進するための計画として平成30年3月に策

定しました大木町男女共同参画計画の基本目標Ⅲ「男女共同参画の社会環境づくり」、「農業及び商工自営業における男女共同参画推進」、(1)農業における女性の地位向上のための支援の一つとして、具体的施策、「家族経営協定締結や女性認定農業者増加の促進」として掲げられ、その進捗管理を図ることとしており、毎年度、本計画の進捗状況を報告することとなっております。

次に、具体的な推進行動、活動についてお答えいたします。

中島議員ご承知のとおり、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営者、農業生産法人がおのおのの5年間の農業経営改善計画をつくり、その計画が市町村の認定を受けると、政府系金融機関からの借り入れの優遇措置や国・県の補助事業の基本的な採択要件となっております認定農業者、いわゆる担い手農業者となります。

その計画づくりにおいては、町の担当職員及び福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センターの地域担当職員において計画づくりの相談とアドバイスを行っており、その折に家族経営による農業、例えば夫婦において共同で農業を営んでいたり、親子や後継者との協働による農業経営だったりする場合は、農業経営改善計画を作成する段階で家族経営協定を締結するよう進めております。

また、新規就農者についても、青年等就農計画の認定、こちらは認定新規就農者と呼んでおりますが、認定農業者と同様に家族経営協定の締結を行うよう、働きかけを行っております。

次に、②今年度の締結農家戸数と開始からの年度別締結戸数の推移はについてお答えいたします。

今年度の協定締結については、11月末現在で1つの農業経営体において家族経営協定が結ばれており、ほかに1件の相談を受けている状況でございます。開始からの年度別締結戸数の推移についてでございますが、開始年度から平成

25年度までの締結農家数は11経営体、平成26年度及び平成27年度は各1経営体、平成28年度7経営体、平成29年度1経営体、平成30年度5経営体、令和元年11月末現在までの締結農家数は27経営体となっております。

最後に、③今後、家族経営協定の課題と対策普及活動はどのように考えているかについてお答えいたします。

家族経営協定の課題については、協定内容の実施を検証し、次回の経営改善計画の認定時においてはそれを見直し、ステップアップするような取り組みを行う必要があると感じています。そのためには、締結後のフォローアップや協定農家間の情報交換の促進のほか、我が国において働き方改革が推進されており、農業分野においても、繁忙期、閑散期、季節によって、また天候などにも左右されますが、ワークライフバランスや定期的な健康診断を受けるなどの健康管理への配慮を含む家族経営協定を締結するなど、引き続き本協定を締結することの意義を含めて、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

大莞小学校の中庭護岸が一部崩壊した件につきましては、学校教育課より報告を受け、当課にて現場へ赴き、被害が拡大しないよう、かつ、学校生活になるべく支障が出ないように、樹木の伐採と護岸の応急的補強を行い、児童が誤って立ち入らないよう安全柵を設置しております。既に水路の復旧工事として、設計、積算に取り組んでおりまして、令和2年度に予算化して執行すべく準備を進めているところです。

次に、災害復旧事業になぜ申請しなかったのかについてですが、まず、災害復旧事業の概要についてご説明をいたします。

ご質問のような水路のり面の崩壊において対象となる事業には、当課で担当するものとして、道路と接している場合には公共土木施設災害復旧事業が、また、農地と接している場合には農業用施設災害復旧事業があります。いずれも大雨により被災したという場合であれば、1日当たりの雨量や時間当たり雨量で決められた量が降った場合でないと申請自体ができません。被災状況においても、厳しい査定によりまして、当該災害で真に被災した部分のみが事業の採択を得ることができます。

ちなみに、政府により激甚災害に指定された場合であっても、わずかに補助率が上増しされることはあるわけですが、審査は通常と同じく厳格に行われます。

ご質問の大莞小学校の中庭護岸については、文部科学省が所管する公立学校施設の災害復旧事業、こちらの対象になるかと思われませんが、大雨における採択条件というのは、当課が所管する公共土木施設や農業用施設の災害復旧事業と同じで、大雨が直接的な原因となっている場合、これに限られます。

学校教育課へ確認したところ、大莞小学校の現場については、2年ほど前から少しずつ下がり始め、ことし4月からその兆候が激しくなってきたために、8月に先ほど申しあげました樹木の伐採と護岸の応急的補強を行ったもので、ことしの7月及び8月の大雨が直接的な原因とは言えないとのことでありましたので、県にも確認の上、事業申請はできないと判断をしたところです。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の①本町において締結推進計画はどのような計画な

のか、また、どのように推進行動をなされているのかについての再質問はございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　新規就農者についても青年等就農計画の策定、認定、そういった形の中で認定農業者と同様に家族経営協定の締結を行っているということですが、どのような形で働きかけを行っているのかお尋ねいたします。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　再質問にお答えいたします。

認定新規就農者についての家族経営協定の働きかけにつきましては、新規就農者におきましては、その農業経営体にもよりますが、計画をつくるまでに3回ほどの相談を受けるような形になっております。その中で、夫婦で就農されるかどうかということの確認がまず行われ、ご夫婦で就農されるというような形がありましたら、相談会につきましては、原則、お二人一緒に来ていただきまして、家族経営協定についてのお話、それと認定新規就農者の認定を受けるための計画書づくりについてもお二人で来ていただきまして、ご説明をしながらまたアドバイスをし、また家のほうに帰ってもらって、先ほど答弁いたしましたけれども、家族間で十分話し合うことがこの家族経営協定が一番重要なものと思っておりますので、そちらのほうもしっかり、相談会だけではなくて、家族の中でどういった経営のあり方をしていくのか、経営をしていこうとしているのかということをも十分話し合ってもらって次回の相談会に来ていただいているというような形で働きかけのほうをさせていただいております。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長 1の①本町においての締結推進計画はどのような計画なのか、また、どのように推進行動をなされているのかについての3回目の質問はありますか。
12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 締結においては大体5年で見直しをといることがあると思います。間違っていればすみませんけれども、私たちのころはそういった形で、5年で見直しという形でやっていたと思いますが、今まで締結をされた中でやっぱり見直したほうがいいのか、そういったところの指導とかはされてこられたのか、また、今後されていくのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど5年ということでは、認定を受けるための経営計画が5年間ということで、その時々基本的に見直していくというのが原則というふうに承知をしております。

ただ、どうしても相談会、更新につきましては、なかなかご夫婦で来られることがなかったりということもこれまでであったかと思っておりますので、そういったことも含めまして、フォローアップも今回、ちょっと答弁でさせていただきましたけれども、家族経営協定がどういうふうにこの5年間されてあったのかということも聞き取りを行いまして、今後の5年間の計画についても家族経営協定、今までのとおりでいいのか、それとも少し見直してやっていったほうがいいのかということも相談を受けながら、アドバイスをしながら進めていきた

いというふうに考えております。

以上で、答弁のほうを終わらせていただきます。

議長 次に②番の今年度の締結農家戸数と開始からの年度別締結戸数の推移
はについての再質問はございますか。12番、中島宗昭委員。

中島宗昭議員 開始年度、平成12年度から今まで、27経営体ということ
でございます。時間の割にはまだ締結戸数が少ないといえますか、最近、28
年、30年度は7経営体とか5経営体とか、少しふえているようでござい
ますが、年度ごとの目標数値というのは定めてそれに取り組みおられるのかお尋ね
いたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

具体的な数値目標を年度ごとで持つておるかということでございますけれど
も、具体的な数字としては、単年度、また複数年度で何人というような計画は
持つておりません。

新規就農者においては、相談に来られますと夫婦型なのかどうかということ
がわかりますので、そういった場合については、資金の青年就農給付金の関係
もございますので、そういったところについてはきっちりやっという
ことでございます。

それと、認定農家につきましては、当然5年前と5年後というのは、後継者
に経営を委譲するようときとかもございまして、そういったときにつま

しては積極的に共同申請を進めて、その中で家族経営協定を締結していくということで一応推進は図っております。

また、今、認定農家数でございますけれども、一応150経営体ほどございます。5年間でございますので、流して5で割れば年間30件ほどの更新の方がいらっしゃいます。

また、認定新規就農者につきましても、ちょっと最近少し少くは、年度ごとにいくと少し減ってはきていますけれども、一応47経営体ございます。

全体としましては、200弱ぐらいの経営体がいらっしゃいますので、今後は今まで以上に積極的に家族経営協定も、締結が可能なところにつきましては積極的に推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上で、答弁のほうを終わらせていただきます。

議長 今年度の締結農家戸数と開始からの年度別締結戸数の推移はについての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 なかなか難しい、本当に締結を進めるのは難しいと思います。これまで、2020年度までに7万戸数の設定を目標にしてあったと思います。しかし、現在4万世帯余り、4万戸ぐらい、約半分ちょっとということで国も骨を折っておりますけれども、国としてもぜひこれを達成して、やっぱり経営体が強くなるような形、そして女性が働きやすい環境をつくるということで取り組んでおりますので、いろんな情報を集めてこれから取り組んでいただきたいと思います。

一応、それについてはこれで終わります。

議長　　それでは、3番目の今後、家族経営協定の課題と対策、普及活動はどのように考えてあるのかについての再質問をお願いいたします。

中島宗昭議員　　家族経営協定を提携するときには調印式があると思います。これは町長出席のもとで行ってあると思います。

家族経営協定は、個人を尊重し、経営の方向性を家族全員あるいは夫婦間で決めることでそれぞれのモチベーション、そして経営力を高めることにあります。ということで、この調印式のあり方、進め方、その辺の少し課題があるんじゃないかと思います。

日本の農業、また世界の農業は、先ほど数年来、国際家族農業年で示されたように、家族農業が基本でございます。その家族農業の抱える課題解決には、家族内の対話が欠かせません。その協定がベースになることから、協定の良さの理解を深めることが重要であると思います。この家族経営協定を推進していくには、役場担当課職員だけでは本当に無理があると思っております。やっぱり中心になるのは普及センターの地域係、そしてJAとの連携、それから農業委員会の方々の協力、特に女性農業委員の役割というのは重要であると思っております。若い世代、そして女性農業者との学習会など、女性目線での活動ができることから、ぜひ女性農業委員の方々に活動をお願いしたいと思いますが、どのように考えられるのかお尋ねいたします。

議長　　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　中島宗昭議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つ目につきましては、調印式についてどのような形で行っているか

ということですが、それにつきましては、平成12年から平成16年までは毎年行ってありまして、ただその中では、恐らく1桁ぐらいの経営体の方の家族経営協定という形で毎年行ってあったというふうに承知をしております。

ただ、平成20年度以降につきましては、調印式という形ではなくて持ち回りということで、協定書の中で、町長、またJA福岡大城の組合長への決裁を持ちまして、それで協定書を作成していたということでございます。ここに来て、新規就農者のほうが結構、家族経営協定の締結が結ばれる件が多うございまして、なかなか日程調整がとれないというところが現状としてあります。

ただ、先ほど中島議員のほうからもご指摘いただきましたけれども、普及指導センター、JA、あと町、それと農業委員会あたりについても、当然、特に新規就農者については農地の関係もございまして、当然連携を図っていかないといけないというふうに承知をしております。

認定を受けるに当たっての計画づくりについては、農業委員会の事務局、それとJAの担当者、それと普及指導センターの担当者と、審査会につきましては、南筑後普及指導センターの地域課長が入って審査を行うようになっております。その中でも、家族経営協定の協議の内容の確認については行われておりますけれども、家族経営協定が始まりました当初のような協定式というのは現在行われておりません。

それにかわるものといまして、答弁で申しましたが、協定農家間の情報交換の場であったりとか、あと、平成24年度から人・農地プランというものが国のほうで示されまして、そこで検討会というものがあってございます。それについては、関係機関の代表の方も集まっておりますので、そういった場において、家族経営協定の内容について本人さんたちからそのお話をいただくというような形だったりとか、あと認定農業者協議会、認定農家の集まりであり

ます認定農業者協議会というのがございます。それについては、認定農家の方全てが加入をされておられませんけれども、今現在120経営体ほど協議会のほうに入っておりますので、そういった協議会の場を通しましてそういった協定式にかわるものというものを検討していきたいなというふうに考えております。

2つ目でございますけれども、農業委員会の女性農業委員のかかわりということでございましたけれども、今現在まで、女性農業委員さんは3名いらっしゃいますけれども、具体的に新規就農者の方との意見交換、相談とか、そういったものは今のところ行われていませんので、必要に応じてそういった場を設けて、農地の問題であったり家族間の課題であったりとか、女性の農業委員さんの役割という形で今後進めていきたいと思っております。

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。再質問に対しての一応答弁となったかどうかはありますけれども、以上で答弁とかえさせていただきます。

議長 家族経営協定の課題と対策普及活動はどのように考えてあるのかについての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭委員。

中島宗昭議員 丁寧に説明ありがとうございました。私の質問の仕方がちょっと、2つ一遍にしたから。

町の調印式のやり方ということで、先ほど課長のほうから話がありましたように、以前はOBというか、締結をした人たちも一緒に調印式に出席して、そこでいろんな情報交換とかをやっておりました。そういった中でフォローアップするとか、いろんな形でステップアップするような取り組みということでありますが、そういった調印式の中でいろんな先輩たちの意見とかの中で見

直しができるのである。それから、いろんな意見を聞いたり、情報交換したり。

それから、愛知県とかよそでは講演会を開くとか、いろんな実践、締結を今までやってきた人たちの実践報告とか、そういった形でいろんな方法で調印式のときにやっております。そういった形でやっぱりずっとやっていくと、いろんな形での改善策が出てくると思います。そして広がっていくんじゃないかと思しますので、ぜひ、そういったことで調印式にかかっただけではお願いをしたいと思っております。

それから、農業委員のほうも、全国を見てみますと、農業委員のかかわり方というのは物すごく多いんです。ただいま話を聞いて、農業委員会を言わせると、もう線引き、除外とかいろんな形のところが多いんですけども、よその全国を見てみますと、そういった家族経営協定の中での調印式だけではなくて、締結に駆けずり回って、例えば女性農業委員は女性の団体、いろんな部会に行き女性を悩ませる聞いて、じゃ、あなたの家庭ではこういったことを改善しなさいといったことで締結で調印をさせる、そういったことをやっておりますし、近くでいえば、熊本県の蘇陽町に、名前を出してはいかんとするけれども、女性で議員も3期、4期してあるし、農業委員会の委員長もしておられる方が、ちょうど私も一緒に、全国畜産ネットと一緒に活動しておりましたが、そういった人たちも周りにいるから、そんなときにちょっと講演で呼ぶとか、いろんなことでアドバイスを受けるとか、そういったいろんな対策を講じて農業委員にもぜひ活動をしていただきたいと思っております。

以上、これで家族経営協定についての質問は終わらせていただきます。

議長　それでは、次に2番目、大莞小学校中庭護岸崩壊後の復旧工事計画はについての再質問ございますか。12番、中島宗昭委員。

中島宗昭議員　課長の答弁の中にありましたが、現在、令和2年の事業に向けて概算要求をしている、つまり確認をしているということでありましたが、これはもう補助事業がないということであれば自主財源ということで取り組まれるということによろしいですか。

議長　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　単独事業ということで考えております。

議長　護岸崩壊後の復旧工事計画についての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭委員。

中島宗昭議員　自主財源ということであれば、ちょっと答弁書を見ておたら、もう2年前から護岸、少しずつ地盤沈下といたしますか、少し下がり始めていたということでございます。

そういったことであれば、2年前から護岸周辺の地盤沈下というのが兆候があったということであれば、担当課を含んだ中での対策を今までに講じられてくる必要はなかったのか。もう崩れてしまってからではなくて、事前にそういった対策はまずとれなかったのか。1点。2つぐらいいいですよ。あとがないなら。

議長　発言を許します。学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

一応学校現場のほうから、少し遊具とかもあの辺あったわけですけども、下がっているというような報告は受けておりましたけれども、護岸が崩れるというような状況までは至っておりませんでした。ですので、改めてその下がっている部分については、砂を入れたりとかそういった対策は行ってきておりましたけれども、いよいよその下がり方がちょっと加速度的に下がって行って、近くの木が対岸のほうに倒れかかるような状況がありましたので、今回このような対策をとった次第です。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 災害でできなかったということで、災害に対する認められるための要件というのは、私の知っている範囲では1時間当たりの雨量が20ミリ以上と、それから24時間雨量が80ミリ以上という形で、もう現在、この中庭に限らず、20ミリ、24時間以上の80ミリというのはもう今は当たり前でございます。

もう1時間で80ミリという、ことしの7月、8月はそういった状況の中で、災害というのは結構出ておまして、今までも出ているところがあちこち見えます。なかなか今までが申請もなかなかしてこなかったということでございますので、いろんな課題があるからだと思っております。

でも、今度、今応急処置をしてあります。フレコンバックでずっと護岸を守ってあるんですが、本当は、言うならもう早目にしておれば、矢板とかできちんとめておけばまだ崩れなかったかもしれないし、今の状況のままで来年の

工事を待つというのは危険だと思います。

というのは、今の状況でそのまま、今やっと来年、令和2年度の事業として取り組もうとしておるのでは遅い。とにかく梅雨前に工事を終わっておかないと、ふき終わっておかないと二次災害があるというのが、あそこは幹線水路でございます。ですから、梅雨時期になったら水量も多くなるし、あそこでフレコンバックでとめておいたらあそこが持たせという形になってあそこでせきとめられておるような感じになって、上流、来たら教育長のところの家のま
まであふれるかもしれない。冗談じゃありませんよ、本当。

そういったことで、いろんな形での水害の二次災害、そして近くの護岸も崩れるとかいった、そういった可能性があるから、せっかくもう自分のところの町の財源でしなきゃならないのならすぐに、あれが8月、じゃ、もう9月の議会とか11月の臨時会とか開いてもらって補正予算を組んで修復をする、そういった心意気が、そういったことをしていかないと災害につながる。絶対今度災害が起きると思う。そういった中での危機管理意識がなかったのかと。

町長にも話しておりました、この話はすぐに。やっぱりそういったところで町長は指示をしてほしかったと思いますが、町長の考えをお願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

大莞小学校の護岸がかなり崩れているというか落ち込んでいるという、そういう状況につきましては、私も連絡を受けてすぐ担当課のほうと一緒に現地に見に行っておまして、その場でとにかくどういう形で工事ができるのか、そこから辺についても担当者のほうと打ち合わせをしたところでございます。

あその護岸を一回崩してやりかえるというのは、ちょっと簡単な工事ではありませんのでなかなか難しいだろうと。外側に護岸で覆うような形でやらざるを得ないだろうというような、そういうようなことで打ち合わせをしたことを覚えておりますけれども、いずれにしてもその工事についてはできるだけ早く、学校施設でもあるので、できるだけ早く取りかかるように準備をなさいという、そういう指示を出したということは覚えております。

いずれにしても、ただ、そこら辺の積算の問題であるとか、予算化に当たっては当然そういうようなことも準備も必要でありますので、担当課のほうで急いで準備をしてくれたとは思いますが、最短来年の工事でやると。これは補助事業とかというようなことを考えると何年先になるかわからんから、もうとにかくしかも単費でやれというような指示は出したところであります。単費でやるということで本当にできるように早くという、そういうところの指示を出して、今回、来年度予算でやるというところで今ちょっと方向性を出しているところでございます。

議員ご指摘のように、梅雨時期を1つ越えることになりますので、そのときに関する対策については、現場をよく再度検証して、必要な対策をとる必要があれば必要な対策はとらせてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 若干時間がありますので、じゃ、一言だけ許したいと思います。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 早急に取り組んでいただくことを希望しますが、やっぱり子供たちが、一応応急的に昨年はカラーコーンを置いておったと。そして

崩れたから、今、建設課のほうで柵をしていただいておりますけれども、やっぱり子供たちは興味があって、登ったり、自分たちの子供のときもそうでしょうが、やっぱり覗いてみたりとかそういった気持ちになります。そういったときに事故が起きたり、また、今の状況の中で、大雨のとき、あのままの状況で梅雨に入ったときには、必ず水があふれて中庭にも入ってくるんじゃないかと心配しておりますし。

この危機管理意識というのは、隣の大川市の川口小学校のゴールポストの、あれで亡くなられた子供さん、一応保険のほうで支払いは、補償は終わっているんですけども、またご存じのとおり控訴されて、補償した分の倍ぐらいの金額を今要求されて裁判になろうとしております。

そういったことが起きないように、大木町、大莞小学校の子供たちが事故に遭ってそういった危険な目に遭わないように、そして、地域住民もやっぱりいろんな水害に、大莞はもう水害の常襲地帯ですから、大水の。そういった形でやっぱり早目に対策をしていただきたいと思います。できるだけもう来年度の予算であるけれども、とにかくすぐに取り組むような形でお願いして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

それでは最後に、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。小島裕司議員。

小島裕司議員 11番、小島でございます。ラストを飾らせていただきたいと思います。と思っております。

きょうは2点ほど質問させていただきたいんですが、教育長におかれまして

は、きょうはデビュー戦ということで質問が集中されているかと思いますが、私が最後でございますので、もうしばらくおつき合いしていただきたいと思っております。

まず、教育委員会制度の改革により教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、敏速な危機管理体制の構築など、さまざまな改革がなされているかと思えます。

私たちが育ってきました昭和の時代から平成、令和へと変わり、近年、子供たちを取り巻く環境が著しく変化しております。このような時代の中で本町の教育行政を担っていただくことに、まずもって北原教育長に感謝をあらわし、質問に移らせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、先日より教育委員会の皆様と文教厚生常任委員会合同での学校訪問を学校教育課とともに実施させていただきました。毎年、さまざまな施設設備の改善要望が出ています。全てを満足させることはできないと思っております。予算上できないことは認識しておりますが、その中でも将来の大木町を担う子供たちの学習環境を整えるために、どのような優先順位で首長に対し予算要求されているのかをお尋ねしたいと思っております。

2点目に、児童虐待についてお伺いしたいと思っております。

昨今のニュース等で子供たちに対する痛ましい事件、事故等が発生しております。ニュース報道では都会の話なのかなと思われておりますが、身近に潜んでいると考え、対策を考慮しなければならないのではないのでしょうか。

国が出している緊急対策について伺います。

子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充または新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の2022年までの全市町村設置に向けて支援の拡充を

図るとあります。本町での進捗状況と方針について伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 11番、小島裕司議員の一般質問にお答えいたします。

毎年、議会文教厚生委員会委員と教育委員の合同学校訪問を実施していただいておりますことに対しまして、まずもって感謝申し上げます。

さて、本町の教育大綱の基本理念に掲げております、「高い志をもって、21世紀の社会をたくましく生き抜く人財の育成」を実現していくために、学校教育では、学校における教育環境をハード、ソフトの両面にわたって充実を図っているところです。

まずはハード面についてですが、学校施設は児童生徒が長時間にわたって過ごす場所であることから、安全・安心で快適な環境の確保に努めなければなりません。したがって、児童生徒の安全に関するもので緊急性を要するものを最優先としています。

次に、老朽化対策については、学校施設中長期保全計画における調査結果に基づき、安全面に支障がある老朽化の著しい施設の更新及び緊急性の高い事業を優先し、大木町公共施設等総合管理計画及び大木町公共施設長寿命化計画を踏まえ、将来の財政状況を見通し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、大規模改修または長寿命化改修を計画的に進めていくことにしております。

また、学校現場から要望が上がっています改修箇所については、大規模改修工事とあわせて行ったほうが効率的、経済的であるかどうかを総合的に判断し、進めていくこととしております。

ここ数年の整備状況としましては、大莞小学校体育館大規模改修を初め、大溝小学校体育館大規模改修、今年度整備しました各小中学校の特別教室棟のエアコン設置、さらに、来年度にかけて整備する木佐木小学校校舎増築を実施してきたほか、各小中学校の防犯カメラの設置、木佐木小学校の老朽化し、滑りやすかった昇降口の改修、防球ネットの改修など、着実に進めさせていただいております。

当面の課題としては、タブレットを使った学習ができるように学校のICT環境の整備を図るほか、各小学校のトイレの洋式化を含めた改修を行っていきたいと考えております。

一方、ソフト面につきましては、学習者本位の切れ目のない学びと育ちを具現化することに注力したいと考えております。

具体的には、現在、特別な配慮を要する児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員を各小学校に3人ずつ、中学校に2人をそれぞれ配置しているほか、現在ふえつつある不登校児童生徒などへの対策として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校などの現場に派遣しているところです。

今後は、教職員の働き方改革も念頭に置きながら専門人材の充実を図るとともに、町内在住の退職教職員の方などの協力を得ながら、児童生徒一人一人の学びと育ちの支援を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても、緊急を要するもの以外はハード、ソフトのいずれかに偏ることなく、バランスよく計画的に教育環境の整備を行っていくことが肝要だと思っておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、11番、小畠裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、続いて答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 11番、小島裕司議員の一般質問にお答えいたします。

児童虐待につきましては、多くの痛ましい事件の報道が続いており、それに伴う最近の国の児童虐待防止対策の経緯からご説明いたします。

2018年3月の東京都目黒区での5歳女児の死亡事案が発生し、同年7月20日に児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が関係閣僚会議で決定され、1、増加する児童虐待に対応し、子供の命が失われることがないように、国、自治体、関係機関が一体となって対策に取り組む、2、緊急的に講ずる対策とあわせて、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組むとされました。

同年12月18日には、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）が関係府省庁連絡会議で決定され、緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画が策定されました。

この新プランにおいては、市町村の体制強化として2つの項目が掲げられております。その一つが子ども家庭総合支援拠点の強化であり、1、市町村における相談体制を強化するため、子供とその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う市区町村子ども家庭総合支援拠点について、2022年度までに全市町村に配置する、また、2、市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な設置について効果的な取り組みを構築するとしています。

本日配付しております資料、こちらのほう、カラーの分をお手元におとりください。

最上段に（参考）市町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）というものを見ていただいて、左側に市町村の役割が青

枠で表示されております。リスクの程度について、上が低く、下になれば高いものとなっております。表の上段に子育て世代包括支援センターが位置づけられており、大木町では、2020年4月からの開設を目指して準備を進めております。

次に、中段に市区町村子ども家庭総合支援拠点が位置づけられておりますが、その間の赤い矢印のついた枠を見ていただきますと、同一の主担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施、と下線がついております。このことから、本町では、まず、子育て世代包括支援センターを開設し、2022年度に向けてどのような形で子ども家庭総合支援拠点としての機能を整備拡充させていくのかを検討していきたいと考えております。

なお、表の右側の要保護児童対策地域協議会については、既に設置しており、ケース会議、実務者会議、代表者会議を開催して対応しているところでございます。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の教育長に伺うについての再質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　先ほどの教育長の丁寧な答弁、ありがとうございました。

先ほど教育長の答弁の中で、緊急性を要するものを最優先としますという回答があったかと思えます。私、個人的には、緊急性というのは命にかかわるものと理解しているところです。このような見解は非常に個人差があるのではないかと思います。

そこで、町として総合管理計画や長寿命化計画がなされていると先ほどお伺

いたしました。ここで資料の要求を、後ほどで結構なので、総合管理計画と長寿命化改修計画の開示をお願いしたいと思っております。

また、大規模改修の補助事業に乗せて計画的に進めるものも大事とは思いますが、事業に乗らないものもあるのではないのでしょうか。何を優先するか。優先順位のつけ方は教育委員会制度がありますので、ぜひ委員会の議題に上げられ検討していただき、町教育委員会の意見を議会に示していただきたいと思っております。ご回答のほう、よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 11番、小島裕司議員の再質問にお答えいたします。

大木町の公共施設等総合管理計画、大木町の公共施設長寿命化計画等につきましては、後ほど資料を提示したいと思いますのでよろしいでしょうか。

それから、緊急性の判断といたしますか、それにつきましては、それぞれ学校の責任者であります学校長、そして教育委員会が相手しまして、それぞれの重要性、危険性を確認します。当然、教育委員会の中にも諮りながら、その順序性を確認しながら早急な対応を図ってまいりたいと考えております。よろしいでしょうか。

議長 それでは、教育長に伺いについての3回目の質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。

教育委員会制度は、平成27年度の執行で地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の改正があり、教育委員会制度が教育委員長と教育長を一本化した教育長の設置となり、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置が示されているかと思っております。

今までは、町長は余り教育に口を出さないほうがいいのかとか、教育委員会では、予算や権限を持つ首長には、首長はどう考えているのかなというふうに、お互い密接な関係にあったとは思にくい部分があったかと思えます。

そこで、本町での総合教育会議設置及び運営状況についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 11番、小島裕司議員の再質問にお答えいたします。

小島議員から今ご指摘がありましたように、自治体の行政に責任を持つ首長と教育行政に責任を持つ教育委員会教育長、この2つの執行機関が教育行政に対して意思の疎通を図って適切な運営を図っていくと、こういったことは非常に大事だろうと思えます。

ご指摘のように、平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正につきまして、総合教育会議の開催、位置づけが明記されました。これは地方公共団体の長——首長ですね、教育大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとするがあります。

特にこの中では、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」というのが明記されております。議員がご指摘されましたように、これまで予算執行、予

算の編成・執行、条例案の提出等の権限があります首長、そして教育行政の責任を負います教育委員会、そちらの意思疎通が十分でない。そして、地域の教育の課題、あるべき姿が明確にされていないという課題が指摘されておりました。そういった中で、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、民意を反映した教育行政を推進していく必要がある、それぞれ教育の施策の方向性を確認し、行政が一致して執行に当たる必要があるということが示されております。

ちなみに、総合教育会議は両者の協議、調整の場という位置づけになっております。決定機関もしくは首長の諮問機関という位置づけではありません。あくまでも首長部局、教育委員会部局の調整の機関となっております。

これまで大木町教育委員会では、きょう示しました大木町の教育大綱の設定、高い志を持って21世紀の世界をたくましく生き抜く人材の育成ということを協議して掲げてまいりました。そのための育成する資質、そして学校教育、それから社会教育の教育の骨子について確認をして、現在の教育大綱ができ上がっているところでございます。

次の会議につきましては、新しい学習指導要領のもとで教育課程が進められる中で、英語活動の充実、特別支援教育の充実等につきまして、その体制の整備について前石川町長と協議を進めたところでございます。

よろしいでしょうか。以上で答弁を終わります。

議長　それでは次に、児童虐待についての再質問はありますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　課長の答弁の中で、本町でも2022年4月開設の準備、家庭総合支援拠点施設として機能を整備拡充していくかを検討するとありました。

支援拠点の整備とはどのような状態を言うのかという自治大から寄せられた質疑に対して、自治大の危機管理学部の回答として、全ての子供と家庭及び妊産婦等の課題に対し、子供の支援の専門性、人的資源を組織ネットワークとして保有し、相談、ソーシャルワーク、対応ができる組織を構築していく状態というのがこの説明かと思っております。

また、地域の資源を組織的につなぐ役割、切れ目のない支援、そして個人ではなく、チームで支援する体制の構築というのがあります。

2022年までに開設なので、それまでに検討するのではなく、既存でも悩み、不安を抱える子供たち等々がいるのではないかと思っております。要保護児童対策地域協議会、既に設置されておられるようですが、不十分な部分はないのか、いま一度点検し、教育委員会との情報の共有も進んで行っていただきたいと思っております。

また、家庭内の子育て虐待についても、拠点施設とは若干違うかもしれませんが、昨今のニュースの中で、家庭内の子育てで虐待としつけとの区別が非常につきにくくなってきたかと思っております。子育てしやすいまち大木町にとって、しつけと虐待の区別というのをぜひ課長の手腕を発揮していただき作成していただき、大木町の子供たちまたは保護者の方々に情報を発信していただければと思っております。課長の意気込みをお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 11番小島裕司議員の再質問にお答えいたします。

こちらの家庭総合支援拠点でございますけれども、先ほどの設置が1つ目の

市町村の項目ということになっております。もう一つの項目が要保護児童対策地域協議会の強化ということで、こちらのほうに専門で調整する担当者を常時配置するというふうなことが定義されております。

こちらにつきましては、先ほどもお話ししたように、この協議会自体はもう既に機能しておりますけれども、そちらの調整担当者の資格要件といたしまして、要保護児童対策協議会調整担当者研修会を受講済みの者というふうな形のフルタイムの勤務になっております。こちらにつきましては、今現在担当しております保育士がこちらの講習のほうも受けておりますので、2つ目の要件というのはもうクリアしたような形で要保護児童対策地域協議会を運営させていただいているところでございます。

当然、学校、教育委員会のほうも、お子様が小学校とかに関連していらっしゃるであればそちらのほうからの提案とかもございまして、そういう部分でチームワークとして皆さんで、関係している方たちで、そちらの部分をどのような対応をするかというのを協議しているところです。

その中で、先ほども申しましたように、ケース会議というのが一番現場に近い形での会議として開催しております。ちなみに30年度の実績といたしましては、A、B、Cとランクはあるんですけども、9つのケースで合計14回のケース会議を実施して、どのような対応をしていくかというところを見守りしております。ちなみに、今年度についても10月末現在で14回のケース会議を実施しているようなところで、それぞれのケースに応じて関係する方たちとの協力、連絡、調整等を行って見守りを続けていただいておりますし、しつけと虐待の境目というのはなかなか定義というのは難しいところもございましてけれども、包括センターの立ち上げ、家庭総合支援拠点の設置等をしていく過程で、そういうふうな部分についても皆様にお示しする部分とかも準備し

ていくような形で考えていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長 児童虐待対策についての3回目の質問、ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。

子育てしやすいまち大木町と。幼児教育が無料化になりまして、他の市町村と区別する項目がなくなっているのではないのでしょうか。以前にも益田隆一議員のほうから、子育てしやすいまちということで無償化、大木町は若干安かったんですけども、大川市のほうが追随してもっと安くしたというのがあったかと思えます。さらに、国のほうから幼児教育の無料化ということで、非常に子育てしやすいまち大木町というのが何なのかというのが今問われてきているのではないかと考えております。

本日、各議員からの一般質問を聞いていますと、住みやすいまち、また優しいまち、子育てしやすいまちについて質問がなされたのではないのでしょうか。

現在、各課ごとの施策を実行するのではなく、各課の垣根を取り払い、横の連携を強化し、大木町で子育てすれば悩みや不安に対処をしていただき、大木町でよかった、子供たちが大人になっても子供たち自身が誇れるまちづくりをしなければならないのではないのでしょうか。このようなことを考えますと、子ども未来課だけで構築されるのではなく、福祉課、学校教育課、また教育委員会との連携を密にしなければならないのではないのでしょうか。

ここで町長にお伺いしたいと思います。今、各課の課長さん方がいっぱい座っていらっしゃるけれども、横の連携を今後どのようにとられていかれる

のか、密にした情報共有をされるのか、今後の町長の町政運営についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答えいたします。

子育てをテーマにした今回のご質問、子育ての充実、大木町の子育て支援と
いうのをどういう形でしっかりとやっていくのかということがまずあったのか
とっております。

本当に、以前は保育料が安かったら子育てしやすいまちという非常にわかり
やすい構図だったんですけども、近年ではそういうわけではなく、どこも安
くなりましたし、無料化になったということで、それでサービスができなくな
ったという、そういうような状況がございます。

ただ、子育てしやすいまちとして大木町はこれまでそういうような実績がご
ざいまして、子育てしやすいまちとしてのそういう地位を確立していますので、
この強みを生かして、やっぱりきちっとした子育てしやすいまちとしての取り
組みをさらに充実させていかなければならないというふうに思っております。

具体的に、4月から子育て包括支援センターを立ち上げて、妊婦時からの総
合的な支援体制を整えていくということであったりとか、先ほどからご質問い
ただいていますように、家庭総合支援拠点を22年には整備していくという、
そういう基本方針でやってまいりたいというふうに思っておるところござい
ます。

子育てしやすいまちづくりについて、今までのる取り組んでまいりましたけ
れども、ことしの7月からは子ども医療費を中学生まで無料にしていますし、

特に学童保育等についても、施設等もしっかり整備させていただいているという状況もございます。課題といたしましては、ファミサポあたりがまだ十分利用できるような体制が整っていないということであつたりとか、特に今後、虐待に対するちゃんとした対応、児童虐待、先ほど議員のほうがつつけと虐待との区別というか、親はつつけと言うし、実際は子供があざをつくつたりとかいうこともあり得るわけですから、そういうことに対してしっかりフォローしていく体制をつくっていかなければいけないというのは一つ大きな課題かなというふうに思っております。

言われるように、どこかの課だけでやるとかどこかの施設だけでやるとかそういうことじゃなくて、やっぱりネットワークが非常に大事だろうと、もうそれは本当におっしゃるとおりだと思っております。子育て支援体制にしましても、例えば子育て包括支援センターができたとしても、学校教育であつたりとか福祉課であつたりとか、もっと言えば社会福祉協議会であつたりとか学童保育であつたりとか、そういう子育て関係機関とのしっかりとしたネットワーク、情報共有、協働の取り組み、そういうものをしっかりつくっていくということは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、そののところについてはしっかり今後、取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

このネットワークづくりについて、恐らく議員の意図としては、子育てだけでなく全ての面において、それぞれの関係課が連携して課題解決に当たると。そうすることで効率的に質のいいサービス、いわゆる縦割りのものじゃなくて、各課が同じ方向を向いて、それぞれの分野でしっかり取り組んでいくことによってしっかりとした課題解決ができるという、そういうことであるかというふうに思っています。そのことについても本当に今私どもの抱えている課題の一つだというふうに思っていますので、子育てを初めとしていろんな課

題がございますけれども、それらについての役場のそういう関係課間の連携であつたりとか、もしくはそういう連携しやすいような体制づくりも含めてしっかり考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

ご指摘ありがとうございます。以上で終わります。

議長 では、以上をもって、11番、小畠裕司議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第2、議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る12月12日に文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長 大木町学童保育所の指定管理者の指定について。

去る12月12日、文教厚生常任委員会に付託されました議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定について、審査の結果を報告します。

同日12日、こども未来課長、係長に説明のため出席で審査を行いました。詳細なる資料、過去の決算報告書、事業報告書の提出を求め、詳細なる説明を受けました。

特定非営利活動法人おおき・ほっとかんは、乳児期から学童期の子供を支えるための事業を行うとともに、地域全体で子供の成長にかかわれるような環境を目的に立ち上げた法人であり、平成29年度から3年間、大木町の学童保育所の指定管理を受け、働き方の見直しや処遇面の改善、保育の質の向上に努め、小学校と学童保育所との連携で学童保育への理解を得ることができている。3年間の経過と実績を今後に生かしていただきたい。効率的で安定した管理運営

と行政との連携が期待できると判断し、以上のような経緯と選定理由及び今後の事業展開を期待し、審議した結果、引き続き特定非営利活動法人おおき・ほっとかんに指定管理者として指定することが適切であると委員全員が賛成のもと、決定いたしました。

以上、委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。

議案第66号、本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第2、議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第66号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第68号町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案は、去る12月12日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 町道の路線認定について、委員長報告をいたします。

令和元年第6回大木町議会12月定例会に提案されました議案第68号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る12月12日、建設水道課長、課長補佐及び係長による書類審査と現地踏査を実施しましたので、その報告をいたします。

認定しようとする2路線は、他の町道と接続するもので、寄附採納物件2件です。

現地の実測調査を行った結果、寄附採納要件、町道認定要件をいずれも満たしておりました。

今回申請のあった2路線は新しく開発された場所で、審査の結果、原案のとおり町道の認定をすべきと判断いたしました。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第68号町道の路線の認定については、全員原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。

議案第68号、本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第3、議案第68号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

起立多数です。したがって、議案第68号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。本議会において議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、10番、古賀知文議員、11番、小畠裕司議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第6回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　　16時03分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中島 和正

10 番 古賀 知文

11 番 小島 裕司